

平成25年第1回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年3月11日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町政執行方針
- 第 5 教育行政執行方針
- 第 6 一般質問

○出席議員（11名）

1番 森 淳 君	2番 金 木 直 文 君
3番 小 寺 光 一 君	4番 寺 沢 孝 毅 君
5番 船 本 秀 雄 君	6番 磯 野 直 君
7番 平 山 美知子 君	8番 橋 本 修 司 君
9番 駒 井 久 晃 君	10番 熊 谷 俊 幸 君
11番 室 田 憲 作 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	舟 橋 泰 博 君
副 町 長	本 間 幸 広 君
教 育 長	石 川 宏 君
教育委員会委員長	大 橋 鉄 夫 君
監 査 委 員	長谷川 一 志 君
農業委員会会長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	大 波 芳 弘 君
総 務 課 長	井 上 顕 君
総務課長補佐	酒 井 峰 高 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
総務課職員係長	飯 作 昌 巳 君
総務課企画室 政策推進係長	熊 谷 裕 治 君

産業課 商工労働係長 兼観光振興係長	大平良治君
天売支所長	渡辺博樹君
焼尻支所長	今村裕之君
学校管理課長	熊木良美君
学校管理課長補佐 兼学校給食 センター所長	永原裕己君
学校管理課長 総務係長	宮崎寧大君
社会教育課長 兼公民館長	浅野勝彦君
社会教育課長補佐	杉澤敏隆君
社会教育係長	大西将樹君
農業委員会 事務局長	春日井征輝君
選挙管理委員会 事務局長	井上 顯君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	水上常男君
総務係長	金丸貴典君
書 記	逢坂信吾君

◎開会の宣告

○議長（室田憲作君） ただいまから平成25年第1回羽幌町議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

◎町長挨拶

○議長（室田憲作君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 平成25年第1回町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様には何かとご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年、依然として厳しい経済情勢の中でありましたが、行政の推進と予算の執行に当たり議員の皆様方に積極的なご協力、ご支援を賜りましたことに心から感謝とお礼を申し上げます。新年度を迎えるに当たり、現在日本経済再生に向けた緊急経済対策等が進められているところでありますが、原油価格の高騰による燃油価格の上昇など厳しい状況が続いており、またTPPや社会保障と税の一体改革の問題など、まだまだ先行き不透明な部分も多いところであります。本町におきましては、これらに係る情報を常に収集し、対応を図るなど、昨年よりもより多くの明るい話題が発信できるよう、引き続き議員各位や町民の皆様とともに連携、協力を図りながら、まちづくりに励んでいく所存であります。

なお、平成25年度の各種施策については、後ほど執行方針で述べさせていただきたいと思います。

本定例会に提案いたしております案件は、定期監査報告1件、議案として条例案21件、指定管理者の指定1件、24年度補正予算案4件、新年度各会計予算案8件の計35件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、

2番 金 木 直 文 君 3番 小 寺 光 一 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（室田憲作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

3月7日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、船本秀雄君。

○議会運営委員会委員長（船本秀雄君） 報告します。

3月7日、議会運営委員会を開催し、今定例議会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告1件、議案34件、発議3件、意見案1件、都合39件、加えて一般質問2名3件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から14日までの4日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、町政及び教育行政執行方針の後、一般質問の審議をもって終了といたします。明12日は、報告、一般議案、補正予算、平成25年度予算関連議案並びに各会計予算の提案理由の説明を聴取した後、予算特別委員会を設置し、付託して終了とします。その後、予算特別委員会を開催し、平成25年度各会計予算の内容説明を求めてから、予算関連議案並びに各会計予算の審議及び調査を行います。なお、本会議は14日まで休会とします。14日は、本会議に戻し、予算関連議案、各会計予算並びに発議、意見案について審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（室田憲作君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日から3月14日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月14日までの4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第3、諸般の報告を行います。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成24年度11月から1月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。ご了承願います。

次に、議員の出張報告を配付しましたので、ご了承願います。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく教育委員会の事務事業評価の報告が羽幌町教育委員会からありました。その写しを配付しましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事項について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、寺沢孝毅君。

○総務産業常任委員会委員長（寺沢孝毅君）

平成25年 3月11日

羽幌町議会議長 室田憲作様

総務産業常任委員会
委員長 寺沢孝毅

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

- 1 委員会開催日 平成25年 1月24日
平成25年 2月20日
平成25年 2月21日
平成25年 2月22日
- 2 所管事務調査事項 (1) 水道事業の経営状況について
(2) 町道の除排雪業務の状況について
(3) 離島の振興計画について
(4) 離島活性化交付金について
(5) 広域電算化について
(6) 雇用対策及び商工業の振興について
(7) 朝日公園の今後の方向について
(8) J Aオロロンの支援について
(9) 港湾施設の建設状況について
- 3 調査結果及び意見 別紙のとおり

所管事務調査報告書

- 1 水道事業の経営状況について (平成25年 1月24日開催)
担当課より資料に基づき説明を受けた。
 - ・企業債の繰上償還については、平成24年3月と9月で4,600万円を支出済み、3月に1億4,000万円を償還し完了となる。
 - ・繰上償還により利息分2,235万円のコストダウンとなる。
 - ・浄水場の受電施設は平成26～27年度の2カ年での実施を検討している。
 - ・地方公営企業会計制度の改正により、新会計システムの導入が必要なため、新年度予算に委託料を計上する予定。
 - ・水道料金については、施設整備の計画等や会計制度の大改正の問題もあり、平成27年度より改正に向け検討したい。

以上のような説明を受けて、質疑を行った。

【質問】浄水場の受電施設の内容と、自家発電についての考えは。

【回答】6, 000ボルトの高圧電流を100ボルトに変圧する施設で、最小限の自家発電施設は必要と考える。

【意見】非常時の電源確保については今後十分検討してほしい。

以上のような質疑を行い、終了した。

2 町道の除排雪業務の状況について (平成25年 1月24日開催)

担当課より資料に基づき説明を受けた。

- ・市街地、原野地区については、車道100.9キロメートル、歩道15.1キロメートル、全体で116キロメートル。契約金額は8,263万円で羽幌町道路環境事業協同組合へ委託。
- ・天売地区は3.6キロメートルを183万円で天売小型運輸へ委託。
- ・焼尻地区は5.1キロメートルを183万円で焼尻小型運輸へ委託。
- ・排雪は平成24年12月で12回、1月23日現在19回。12月の大雪で18日から排雪を実施。
- ・平成22年から24年の12月は平年以上の大雪に見舞われている。

以上のような説明を受け、質疑を行った。

【質問】排雪する路線の順番は決めているか。

【回答】降雪等状況を見ながら臨機応変に対応している。

【質問】ターミナル通りの道道の排雪について、土現への要請は。

【回答】2回ほど要請しているが「ダンプの都合がつき次第」との回答。再度、強く要請したい。

【質問】12月以降、どの程度の苦情があるか。

【回答】12月9日から1月23日まで62件、業者や車庫詰所に来ている分も含めると、実際はまだ多くなる。

【質問】年々排雪への不満が大きくなっている。パトロール体制を強化し、組合との連携を密にすべきではないか。

【回答】ダンプの台数が減り、手配が非常に難しいことが大きな問題だ。契約自体で、もう少し工夫していかなければと認識している。

以上のような質疑を行い、終了した。

3 離島の振興計画について (平成25年 2月20日開催)

担当課より資料に基づき説明を受けた。

- ・3月7日第5回住民委員会を開催予定、最終的な原案・答申案の協議確認、3月下旬には策定・公表との流れで考えている。
- ・基本構想と基本計画の具体的な内容は別紙（原案）で説明を受ける。
- ・事業計画は離島計画単独ではなく、北海道離島振興計画で作成する事業計画とリンク

させたい。

- ・基本構想では「魅力ある漁業が営める島」「安心して暮らせる島」「人がやってくる島」の3つを柱としている。

以上のような説明を受け、質疑を行った。

【質問】めん羊牧場整備や消費拡大について、10年間の計画がまだはつきりしない段階ではないか。

【回答】綿羊を活用して離島振興を図っていくとの思いだが、コンサルの調査結果によっては変更もある。

【質問】毎年度、ローリング（見直し）が必要との考えか。

【回答】細かい事業については当然内容等に変更があるが、取り組みや方向性が大きく変わる部分があれば見直しが必要と考えている。

【質問】両島とも生産年齢人口が相当減少し、計画があっても実行していく人がいなければできないと思う。

【回答】平成25年度から地域おこし協力隊を活用し、定住促進・商品開発などにより食いとめたい。天売、焼尻、羽幌各1名ずつと考え、住宅環境なども検討中だ。今後の人数は実施しながら検討したい。

【質問】9月ころから採用では応募しにくいのでは。

【回答】4月から3月が区切りがよいが、どの分野の何をしてもらおうか各課で取りまとめた段階で要領を作成し、募集に入りたい。初年度は変則ではあるが、3年の長いスパンで考え、一つのきっかけとしたい。同じ離島である海士町と連携を考えたい。

【質問】天売高校が、小中の校舎を使う検討はしているか。

【回答】担当課と協議したい。

以上のような質疑を行い、終了した。

4 離島活性化交付金について （平成25年 2月20日開催）

担当課より資料に基づき説明を受けた。

- ・離島活性化交付金については、情報が不足していることから、現在把握している内容について説明したい。
- ・平成25年度から全面施行される改正離島振興法を踏まえ、新規に創設された交付金。
- ・事業主体は北海道、町、民間団体。
- ・補助率は、町が実施主体の場合は2分の1、民間団体は3分の1、ただし民間へは町が負担した額が上限。
- ・事業期間は原則3年間。

—事業内容—

- ・定住促進事業・交流促進事業・安全安心向上事業・産業活性化事業等。
- ・各事業の詳細は見えていない部分もあるが、産業活性化事業については2～3月に国

の補正予算が計上見込み。平成25年も同じ考え方で実施予定。

・平成24年度補正予算、平成25年度当初予算への対応ができていないが、内容がわかり次第予算対応が必要。

・平成25年度は6月補正によるが、4～5月に支出した分も補助対象となる。

以上のような説明を受け、質疑を行った。

【質問】 辺地債は使えるか。

【回答】 今後確認したい。

【質問】 離島視察の際、焼尻では保冷施設、天売ではCAS冷凍の話があった。交付金の活用の可能性を協議してほしい。

【回答】 担当課に話し、検討したい。

【質問】 戦略産品が綿羊と海産物との話だが、「海産物」で1品か。

【回答】 加工品を除外した、水産品の生鮮と冷凍で1品扱いだ。

以上のような質疑を行い、終了した。

5 広域電算化について (平成25年 2月20日開催)

担当課より資料に基づき説明を受けた。

・電算共同化の検討に至った経緯、システムの現状と課題、基本方針、移行方式、費用対効果、今後のスケジュール、構成町村の対応等については、資料により説明。

(主な課題)

・運用経費が大きな負担となっており、電算共同化により経費の縮減を重視。

・個別システム（介護保険・障がい者福祉・財務会計・公営住宅等）は各町村の利用状況を考慮、利便性、効果などを十分検証した上で導入の有無を判断する。費用は導入町村で案分。

・平成25～26年度で将来システムへの移行作業。平成27年本稼働の予定。

・総合行政システムについては平成25年度、26年度、2カ年で予算措置。

・羽幌町の負担として税別で25年度930万円、26年度1,395万円を想定。

以上のような説明を受け、質疑を行った。

【質問】 管内で4社の電算システムが利用されているが、将来的には何社になるか。

【回答】 総合行政システムは1社。個別システムは各町村がすぐれたものを選定するので何社になるかわからない。

以上のような質疑を行い、終了した。

6 雇用対策及び商工業の振興について (平成25年 2月21日開催)

担当課より資料に基づき説明を受けた。

・羽幌町雇用促進助成条例を制定し、新たな従業員を雇用する事業者に対し助成を行い、雇用機会の拡大や雇用環境の充実、定住促進を図りたい。

・羽幌町中小企業と特別融資制度要綱の一部を改正し、運転資金、設備資金の限度額とともに倍額とする。

・製造業に係る水道料金の一部を補助する。

以上のような説明を受けて、質疑を行った。

【質問】他の町村の状況は。

【回答】雇用だけに支援するのは、道内では例がない。

【質問】農林畜産、水産業を対象から外した理由は。

【回答】農業は国の補助制度があり、水産も別の町の補助制度があるから。

【質問】特別融資制度の利用状況は。

【回答】1月末現在で76件。

以上のような質疑を行い、終了した。

7 朝日公園の今後の方向について (平成25年 2月21日開催)

担当課より資料に基づき説明を受けた。

・新年度は、100万円程度の予算で遊歩道周辺の間伐や階段を整備し、桜並木としての活用を計画している。

・トイレ等の問題があるが、予算の関係で新年度は整備できない。

・ショウブは現状で維持していきたい。新しい株は購入しない。

以上のような説明を受け、質疑を行った。

【質問】長・中期計画を持って整備しなければ中途半端になるのでは。

【回答】現在、1,000株を2人で管理しているが、効率のよい方法を試行錯誤した結果が今の方法。現状維持したい。

以上のような質疑を行い、終了した。

8 JAオロロンの支援について (平成25年 2月21日開催)

担当課より資料に基づき説明を受けた。

・農協の建物の中に、土地改良区と農業改良普及センターが入り、「農業振興センター」の名称で設置。

・RCづくり2階建て、延べ1,788平方メートルで建設予定。

・延べ床1,788平方メートルから土地改良区と普及センターの面積を除く1,581平方メートルを補助対象としたい。

・総事業費4億2,468万円(消費税抜き)の4分の1を補助する方針。

・補助対象外等も含むとの考えから、1億円の予算計上としている。

以上の説明を受け、質疑を行った。

【質問】漁組の支援との整合性は。

【回答】漁組の事務所は羽幌町の補助4分の1のみ、直売所は他町村も補助している。消費税や対象外についても整合性をとりたい。

【質問】地元業者の参加や、備品等もできるだけ地元で求めてもらえるような要請は。

【回答】要請していきたい。

以上のような質疑を行い、終了した。

9 港湾施設の建設状況について (平成25年 2月22日開催)

「担当課同行の上現地調査」

- ・漁組、新荷さばき施設・事務所・直売所
- ・新フェリーターミナル

「引き続き机上調査」

担当課より資料に基づき説明を受ける。

- ・工事は完了し、来週月曜日にも検定を行い、その後引き渡しの予定。

以上のような現地調査、説明を受け質疑を行った。

【質問】 設備面での変更はあったか。

【回答】 キッチン前に、四角のテーブル2台を置き、縦に座れるように考えている。モニターは1台にし、キッチン横の壁に取り付け、観光情報を流す予定。PCは2台とし、カウンター両端に設置予定。

【質問】 キッチンと自販機部分について利用業者の状況は。

【回答】 検定後、公募し、応募者に内部を見てもらう。家賃は1平方メートル当たり770円。交流スペースは12平方メートル程度の面積で月額8,900円程度、自販機は約3平方メートルで月額2,430円。

【質問】 歩道や看板、街灯等の整備は供用開始に間に合うのか。

【回答】 歩道の手直しは想定していない。舗装のひび割れなどは、通常の補修で対応したい。看板は設置場所も決めていたが、地下に光ケーブルなどの埋設物があり掘削できない状況。繰越明許で実施したい。

以上のような質疑後、終了した。

以上、総務産業常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（室田憲作君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、森淳君。

○文教厚生常任委員会委員長（森 淳君）

平成25年 3月11日

羽幌町議会議長 室 田 憲 作 様

文教厚生常任委員会

委員長 森 淳

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

- 1 委員会開催日 平成25年 2月 5日
平成25年 2月26日
- 2 所管事務調査事項 (1) 離島航路補助事業について
(2) 広域ミックス事業について
(3) 就学前施設のあり方について

(4) 戸籍の電算化について

(5) 産業廃棄物処分場について

3 調査結果及び意見 別紙のとおり

所 管 事 務 調 査 報 告

1 離島航路補助事業について (平成25年2月5日開催)

羽幌港中央埠頭の完成、新フェリーターミナルの移設とともに、4月から新高速船が就航することから、利用促進のための運賃割引や離島ツアー企画などについて、町民課から説明を受け、質疑を行った。

【質問】一般割引を6月の1カ月に限定しているが、効果が出た場合には7～8月へと延長する考えはあるのか。

【回答】6月限定と高速船の運航期間での2案を検討したが、対象人員が1桁違ってくるので、ニーズ把握が難しい。6月の利用率が落ち込むこともあり、そこに特化してやるということで最終結論になった。結果を見て、3年程度継続していきたい。

【質問】6月の一般割引によって収入が減った場合は、町が補填するということか。

【回答】一般割引分の50%補助の残り分は利用人員増により補填し、割引前の収入額に満たない場合は町が補填する。

【質問】離島ツアーは町民限定なのか。

【回答】当初の企画はそうだが、内容は他の事業との兼ね合いで変わるかもしれない。

以上のような質疑を行い、終了した。

2 広域ミックス事業について (平成25年2月5日開催)

平成28年度の供用開始に向けて協議が進められている広域ミックス事業について、前処理施設建設費の負担割合、し尿くみ取り料金の段階的引き上げ、水洗化率や関係機関との協議の進捗状況、今後の事務作業や水洗化率向上対策などの説明を町民課から受け、質疑を行った。

【質問】水洗化への接続は、これからは急勾配で上がっていかねばならず、かなり難しいと思うが、交付金が出なかった場合について、他の町村も納得しているのか。

【回答】交付金が出ない場合についても、各町村に示している。

【質問】合併浄化槽などの状況は押さえているのか。

【回答】現在170基。そのうち、何件接続してもらえるかまでは押さえていない。

【質問】し尿くみ取りの低料金が下水道接続阻害要因であるとしているが、必要な人は既に接続している。高齢世帯で、このまま我慢しようと考えていけば、くみ取り料を値上げしても接続率の向上につながるのか疑問だが、どう考えているのか。

【回答】道では下水料金と比較した場合の不公平感が大きいと指摘している。町としても道には改善意欲を見せなければならない。

【質問】浄化槽のままの使用で法的な問題はあるのか。し尿処理施設の延命期間も過ぎていくが、どのような状況か。

【回答】法的には下水道の供用開始になってから3年以内に接続する義務が発生するが、罰則もないので進んでいない。し尿処理施設での大きな故障は今のところはないものの、様子を見ながら使っている状況である。

【質問】水洗化率向上のための家庭訪問では、こういった反応であったか。

【回答】多くは「考えている」との反応であり、工事費や間取りの問題があったり、相談を受けることもある。事情を理解していただき、検討されている方が約半数ぐらいである。

以上のような質疑を行い、終了した。

3 就学前施設のあり方について

(平成25年2月5日開催)

町では子育て支援審議会からの答申を受けて、検討整理を行った結果、「保育園の民営化は、多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応することにより、今後の就学前児童の教育・保育環境をよりよいものとし、地域資源を活用する民間活力の導入は、地域の活性化にもつながるもの」。また、「町立羽幌保育園は早急な建て替えが必要であり、運営費用はもちろん整備費用の面からも、公営より民営化するほうが有利である」として決めた民営化方針について、福祉課から説明を受け、質疑を行った。

【質問】「民間事業者選定委員会」とは、どのようなものか。

【回答】審議会からの附帯意見で、民間移行する場合、民間による選定委員会をつくったほうがよいとの意見があったことを記載した。町としては2カ所に実施してもらいたいので、選考委員会の設置は考えていない。

【意見】審議会の答申では「ぜひ進めてください」とはなっておらず、望ましくはないけれどもほかにどうしようもないという答申で、これをもって是としたのであれば非常に不信である。財政面でも、福祉・保育を運営費や整備費のみをもって話するのは間違いで、国が責任を持ってすべきと考える。

【質問】公的保育が果たしている役割として、保育士は専門職であると同時に役場職員としての立場もあり、児童福祉的な責任を負う職員でもある。公立保育所に通わせている保護者は、一町民として公的機関である保育所に対する意見も言えるが、民間となれば町民の立場としての意見が言いにくくなることも考えられる。年間運営費4,600万円に対して交付税措置がされている金額はどのくらいか。

【回答】理論計算だが、23年度で3,800万円と計算している。

【質問】答申の中で意見が付されているが、町は全て受け入れるということか。

【回答】参考としなければならないものは参考とする。「民間事業者選定委員会」のように行わないものもあるが、基本的にできるものは考えていきたい。

【質問】認可の際はゼロ歳からでも、1年実施してみても採算がとれなかったり、スタッフがそろわなかったりして認可の取り下げや運営不能となった場合、どうなるのか。

【回答】仮にそうした状況となった場合、道の監査等で指導改善を求めることとなる。それでも改善されなければ、最悪認可取り消しもあり得る。

【質問】民間移行が決まった場合、町立保育園との並行運営3年間の根拠は何か。

【回答】3年以上と考えており、今入園しているゼロ歳児は3歳になり、3歳児は卒園となるのでちょうどよいと考えている。

【質問】町で2カ所の認定こども園を想定しても、一方が拒否すれば1カ所となり、保護者の選択肢はなくなる。それでも民営化が望ましいと考えているのか。

【回答】町としては両幼稚園に幼保連携型認定こども園を実施していただきたい。国の政策も幼保連携型認定こども園を拡充、誘導していくとの文章も出ていることから、藤幼稚園もその方向に動いていくものと考えている。

【質問】この「民営化方針」は町ホームページで公開されるというが、議会も認め決定したととられるような発表の仕方はしないほしい。

【回答】誤解を招くような公開の仕方はしないようにしたい。

以上のような質疑を行い、状況の変化や調査事項が出てきた場合には時宜を外さず、委員会を開催することとして終了した。

4 戸籍の電算化について

(平成25年2月5日開催)

留萌地域電算共同化推進協議会において、戸籍業務の電算共同化に向けた協議・研究が行われていたが、事業の実施について理解を求めるとして、町民課から電算化システムの導入効果や2年間の移行期間での負担分が4,959万円となるなどの説明を受け、質疑を行った。

【質問】留萌管内での実施がおくれた理由は何か。

【回答】財政負担が大き過ぎるため踏み出せずにはいたが、需要がなくなり事業者がいなくなることから踏み切った。

【質問】留萌市が含まれていないが問題ないのか。

【回答】留萌市は単独での意向があったため、7町村での計画となっている。

【質問】地方交付税の事業費に対する交付率について、どのように把握しているのか。

【回答】法務局に確認しても金額的な回答がなく、定かではない。

以上のような質疑を行い、終了した。

5 産業廃棄物処分場について

(平成25年2月26日開催)

町民課から、振興局や運営委員会との協議経過の報告や、今後3年程度の計画で新たに処理施設を設置していく考えが示され、質疑を行った。

【質問】振興局からの停止命令、改善命令等は出ているのか。

【回答】改善指導、てんまつ書、廃止届の提出までは終了している。超過量も確定しているので、搬出処理方法を見きわめた上で期限付きの改善命令が出されると認識している。

【質問】前回の委員会で処分場を利用していた事業者の実態調査をする予定になっていたが、どうなのか。

【回答】運営委員会との協議の中で、町内業者は他の施設への持ち込みにより、経営が圧

迫されているなどの実態を聞いているので、それ以上の追加調査はしていない。

【質問】 こうした事態となった責任を一方的に受けているが、監視する側の振興局にも協力をお願いしていくべきではないか。

【回答】 振興局として超過の実態が判断しづらかった状況だったのが指導のおくれた理由としている。管理としては上からの投げ入れにより投棄されており、このため把握できなかったと回答している。道の指導は、あくまで法の建前にのっとり指導されており、そこを覆すのは難しいと判断している。

【質問】 新施設を長期に使うものとするれば、近隣2町村とも協議しながら進めていってもよいのではないか。

【回答】 広域的な施設設置は想定していない。基本的には超過分の搬出先として5万立米規模を想定している。ただし、新たな廃棄物の搬入先としても併用することを視野に入れて進めていくのが現実的な選択肢だと考える。

【質問】 民設民営が望ましいとのことだが、設置の費用負担をどうするのか。

【回答】 運営委員会には自主財源がないので、町が支援せざるを得ない。補助金に関しては、一般廃棄物には補助金があるが、産業廃棄物にはなく、公設でも民設でも同じである。ただ、起債や交付税等の財源措置に関しては検討しなければならない。

【質問】 最近では沢地でなく、平地に造成する方法もあるようだが、検討はどうか。

【回答】 現時点では沢地を想定している。法の基準では2万平方メートルが上限で、高さは5メートルが標準らしく、10万立米が一つの基準になる。想定としては5万～10万立米の規模で、沢地に適地が見つからなければ平地も考えなければならないが、費用的には沢地が有利である。

【意見】 将来的に町の産業廃棄物をどうするかの方針を打ち出すことが大切である。補助制度がないとの説明もあったが、国や道とも粘り強く交渉していく心構えを持ってほしい。

以上のような質疑を行い、委員会を終了した。

以上、文教厚生常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（室田憲作君） これで諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町政執行方針

○議長（室田憲作君） 日程第4、町政執行方針を行います。

町長から町政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 平成25年第1回羽幌町議会定例会の開会に当たり、25年度の町政執行に対する所信を申し上げ、町議会及び町民皆様のご理解、ご協力をお願いするものであります。

国内では、昨年12月に政権が交代し、円高・デフレからの脱却や3%以上の経済成長の達成などを目標とした「アベノミクス」という経済政策として、物価目標を2%に設定するなどの金融緩和や24年度補正予算と25年度予算を合わせた切れ目のない政策実行などが掲げられております。

また、東日本大震災被災地における復興対策と、それを教訓とした減災防災対策、さらには、TPP（環太平洋経済連携協定）問題など、早期対応が求められる継続課題が山積みされている状況にあります。

さらには、平成12年4月の地方分権一括法が施行されて以来、自治体はみずからの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められており、地域住民一人一人がみずから考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立を目指した取り組みが進められております。

こうした中、本町では、昨年3月に今後10年間の町の基本理念となる『第6次羽幌町総合振興計画「ほっとプラン」』を策定し、これをもとに、本町の将来を見据えた町政運営を昨年4月からスタートさせておりますが、25年度は、本計画策定後初めての予算編成となりました。

事業の実施に当たりましては、「ほっとプラン」の3つの重点課題である「医療体制の充実」、「雇用の創出」、「産業の振興」に取り組むほか、福祉環境や生活基盤の充実、さらには離島振興に努めるものとしております。

医療体制の充実については、助産師や看護師の人材育成等のため制度化した「助産師看護師修学資金貸付制度」の積極的な活用推進と、昨年実施いたしました姉妹都市「石川県内灘町」にある「金沢医科大学」へのプロモーション事業を継続し、北海道等に対しても継続した要望活動を行ってまいります。

雇用の創出では、町内企業における正規雇用及びパート従業員の就労を支援する助成制度の創設や、「地域おこし協力隊制度」の活用によって、都市住民が将来的に本町へIターン者として根づいていくような施策を講じていくものとしております。

産業の振興については、製造業を営む方が支払う水道料金の一部助成や、中小企業特別融資制度資金枠の拡大によって、新たな設備投資を促し、新商品の開発や雇用の創出へ結びつくことを期待しております。

さらに、本年4月にオープンする新フェリーターミナル、新高速船の就航、そして北るもい漁業協同組合の地域一帯が、新たな地域活性化の核となるよう、積極的な利用を促進し、町内外への幅広い情報発信や記念事業の実施等により産業振興につなげていくものと

しております。

その他の新規事業として、次世代を担う子供たちの誕生を祝い、健やかな成長を願うものとして、焼尻めん羊の毛を使用した布団セットを新生児に寄贈する「愛ランドサフォーク・夢のふとん事業」をスタートいたします。

また、このほど策定いたします「羽幌町離島振興計画」の確実な推進を図る上で、新離島振興法の施行に伴い創設される「離島活性化交付金制度」を有効に活用し、貴重な財産である「天売島・焼尻島」の活性化と住みやすい環境づくりに努めてまいります。

さらには、営林署跡地の利用策について、これまでの数々の町民アンケートや懇談会での意見を踏まえ、その方向性をお示ししたいと考えております。

いずれにいたしましても、厳しい財政事情、限られた予算内での課題解決に向けた取り組みとなりますが、町民の皆様が、「住んでいて良かった」、「ずっと住んでいたい」、「まちのために何か頑張ってみよう」と思えるような「まちづくり」を皆様との協働により進めていく必要があります。

25年度の町政執行に当たりましても、議会及び町民皆様のご理解、ご協力を得ながら職員と一丸となって町政を執行してまいりたいと考えておりますので、皆様におかれましては、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、これらの基本目標達成のため、25年度の主な施策について申し上げます。

1つ目に、地域の自然が育む豊かなまちであります。

最初に、自然環境の保全について申し上げます。

本町は、雄大で希少な自然環境に恵まれ、その恩恵は多くの町民が享受しております。

特に、国定公園に指定されている「天売島・焼尻島」は、天然記念物に指定されている「天売島海鳥繁殖地」「焼尻島のオンコ林」を有し、世界に誇れる貴重な自然資源として、永久的に後世へ残す必要があります。

また、羽幌地区にも地球が生んだ山、川、海など、たくさんの豊かな自然が残されておりますので、公共事業等においても、自然生態系への影響を考慮した取り組みに努めてまいります。

次に、海鳥保護について申し上げます。

海鳥保護に係る普及啓発は、北海道海鳥センターを拠点に、館内展示の充実や各種の観察会・講習会等の開催により進めてまいります。

また、ジュニアレンジャーなど次代を担う子供たちの育成に努めるとともに、町民有志による環境保護活動を支援し、子供から大人までが取り組む「地域の自然と親しみ自然を守る活動」を推進してまいります。

天売島における海鳥の繁殖は、オロロン鳥が2年連続で昨年を上回る10羽のひなの巣立ちが確認され、大変喜ばしく思っているところであります。

この成果は、環境省を初めとした関係機関の粘り強い保護増殖活動によるものであり、今後も順調に繁殖数が増加することに期待しているところであります。

また、飼い猫の適正飼養や野猫の増加防止を図るため、24年4月から天売島ネコ飼養条例を施行し、飼い猫の登録とマイクロチップの埋め込み、不妊去勢手術の励行など、必要な飼い主支援を行ったところであります。

今後も環境省、北海道及び関係団体等との連携・協力のもと、「人とネコと海鳥の共生」を理念に、天売島独自の猫対策及び海鳥保護対策を講じてまいります。

次に、土地利用の推進について申し上げます。

地籍調査は、土地利用の実態把握を目的に、平成11年度から25カ年計画により実施しており、現在、字中央、字朝日及び字高台の各一部を継続調査中であります。

今後も土地の地目、面積、権利等を明らかにして地籍の明確化を図り、土地の基礎資料として、課税の公平化、紛争の防止、その他多目的に調査成果を活用してまいります。

次に、低炭素社会の推進について申し上げます。

かけがえのない自然を後世の子供たちに残すために、「羽幌町環境保全条例」や「羽幌町の環境を守る基本計画」の趣旨にのっとり、引き続き環境に優しいまちづくりを進めてまいります。

羽幌町役場においては、「羽幌町役場地球温暖化対策実行計画」に基づき、事務事業で発生するCO₂削減に向けた省エネ対策を励行し、環境に配慮した取り組みを進め、昨今の北海道電力管内の電力需給不安もあることから、町民皆様の理解をいただきながら、業務に支障のない範囲での節電に努めてまいります。

また、本町を含む北海道日本海沿岸北部は、風力発電の最適地として全国から注目を浴びており、かつ、国においても再生可能エネルギーの利用比率向上を目指すため、関連した送電線網の整備の必要性が高いことが認識されております。

現在、民間企業によって風車建設に係る諸調査が進められておりますが、事業実施に向け、町としても協力してまいります。

天売島で行っておりますエコアイランド構想実証プロジェクトは、25年度を第2年次として、将来に向かってのエコ観光の推進や自然エネルギーの有効活用を目指し、電気自動車の普及及び小型風車などの活用による自然再生エネルギー生産の可能性調査を引き続き実施いたします。

2つ目に、誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまちであります。

最初に、医療体制の充実について申し上げます。

本町の医療を取り巻く現状は依然厳しく、北海道においても医師の偏在が拡大し、地域センター病院としての機能を担う道立羽幌病院を含め、町内の医療機関に勤務する医師や看護師の確保及び充実を図ることは、大きな課題となっております。

このため、多くの診療科目を出張医師及び派遣医師に頼っている状況に対する地域住民の不安は大きなものがあり、これらの不安を少しでも解消するために、北海道などの関係機関や議会医療問題調査研究特別委員会などと協議しながら、支援を進めてまいりました。

支援策の一つとして始めました医師への研究資金等の貸付制度も2年が経過し、制度内

容も少しずつ浸透してきているように感じております。複数年継続して勤務していただける医師もおりますことから、成果の一つであると捉え、生活環境の整備とあわせ、支援する体制を継続してまいります。

また、今年度より看護師等への就業を希望する学生に対し、修学資金を貸し付けることにより、将来において、町内の医療機関に勤務する人材を確保及び育成する支援を始めます。

さらに、昨年、金沢医科大学でのPR事業として実施したプロモーションに続き、内灘町との協議を密にしながら、金沢医科大学との連携を模索する機会を得るため、本町を知っていただくための事業を予定しております。

医療体制が地理的に不利な状況にある離島地区の住民に対しては、救急時における費用の一部助成を25年1月から開始し、医療に起因する負担の軽減を図るとともに、20年度から始めております妊婦健診に係る交通費等の助成についても継続してまいります。

救急搬送に大きな効果をもたらしておりますドクターヘリの円滑な活用を図るため、道立羽幌病院横に整備を進めておりましたヘリポートは、昨年12月に舗装及び段差解消工事が完了し、今後の有効活用の促進と救命率の向上が図られることを期待しております。

次に、保健活動について申し上げます。

本町においては、生活習慣病などが増加傾向にあり、また、その予備群となる人たちも多く見られることから、自分の健康状態を正しく知り、予防の機会とするための健康相談や特定健診・各種がん検診などを実施しております。あわせて、出前講座や広報紙等により予防意識の高揚を図るとともに、重症化防止に向けた健康教育を継続して実施してまいります。

また、24年度に特定健診の未受診者対策として行ったアンケートによる実態調査の結果をもとに、現状を分析・検討し、関係医療機関と協議しながら町民の皆様が受診しやすい体制づくりに努めてまいります。

妊婦健診については、国の方針により恒常的な仕組みに移行することに伴い、必要回数分の公費助成を継続してまいります。

また、国が緊急促進事業として位置づけ実施してきました、子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌のワクチン接種についても、定期接種化する方向性が示されていることから、既存の予防接種法に基づく定期接種を含め、医療機関と連携しながら接種体制を確保してまいります。

婦人科検診や各種がん検診についても受診機会を確保し、受診しやすい体制を考えながら実施していくとともに、高齢者への予防対策として、肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を継続してまいります。

さらには、すこやか健康センターを拠点として実施している検診・予防・子育て支援・発達支援などの事業の充実及び強化のため、24年4月に臨床心理士1名を採用しております。現在は、スクールカウンセラーとしての活動経験を生かし、児童への支援を中心に

活動しておりますが、将来的には、子供から高齢者まで、ライフサイクルに応じた心の健康づくり活動を展開していく予定であります。

このため、発達評価などの技術研さんを図るとともに、心理相談を受ける環境や活動基盤を確保するため、健康センターを一部改修し相談室を設けるなど、段階的に準備を進めてまいります。

今後もそれぞれの目的のもとに実施している各種保健事業を通して、町民誰もが生涯にわたり心身ともに健康で自立した生活を送れるよう、関係機関と連携して健康づくりを進めてまいります。

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

町の65歳以上の人口は約36.5%となり、少子高齢化が一段と進んでおります。24年度からスタートした第5期「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（24年度～26年度）」で掲げる理念のもと、民生委員、町内会、ボランティアなど、地域住民のご協力とご支援をいただきながら、高齢者の皆様の自立と社会参加の支えとなる「生活支援事業」や「生きがい対策事業」を継続的に進めるとともに、老人クラブや高齢者事業団を初めとする高齢者の自主的な活動を支援してまいります。

また、社会福祉協議会やボランティアセンターには、高齢者を初めとする多くの福祉事業を担っていただいておりますことから、25年度においても財政措置等を行い、組織の充実と自主的運営を助長してまいります。

特別養護老人ホーム「しあわせ荘」は、23年9月に完成後、1年以上を経過し、今後も木造による木のぬくもりを生かした「光あふれ、健康で快適に楽しく、生きがいを持って暮らせる施設」として運営してまいります。施設運営は、18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、指定管理者との連携を密にし、職員の研修や研さんを求めるなど、施設の効果的運用と利用者のニーズに対応するきめ細かで質の高いサービス提供を行ってまいります。

介護保険事業につきましては、第5期計画のもと、確実に事業を展開するとともに、サービス利用の現状を適切に把握し、介護給付費の適正な給付に努めてまいります。

また、地域包括支援センターを核として、介護予防サービス事業を初め、介護・医療・福祉サービスを総合的に提供するとともに、要介護認定者や介護サービス利用者に対しましては、居宅介護支援事業者との連携を深め、利用者のニーズに対応した適正なケアプランづくりとサービス事業の提供に努めてまいります。

さらに、65歳以上の夫婦世帯やひとり暮らし世帯が増加していることから、家族との連携や在宅サービスの利用など、成年後見制度の啓発普及を含めて、相談窓口として支援をしてまいります。

また、高齢者の徘徊による事故等を防ぐため、「羽幌町はいかい高齢者SOSネットワーク」を軸に関係機関との連携を密にして体制強化を図ってまいります。

介護保険事業で要介護認定まで至らないものの、認定に準ずるような方々の日常生活の

見守りや高齢者虐待防止、災害発生時における救済など、町内会・警察署・消防署を初めとする関係機関・団体等の連携を深め、高齢者に対する支援体制づくりを進めてまいります。

次に、障がい者福祉について申し上げます。

障がい福祉サービス制度は、現在、障害者自立支援法に基づき実施しているところですが、国では、25年度から地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」を施行します。全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を理念とし、障がい者の範囲の見直しにより、障がい者の定義に新たに難病等が追加され、障がい福祉サービス等の対象となりました。

「はばろ障がい者福祉計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も共に生き生きと生活できるまちづくり」を念頭に置き、地域の中で必要な障がい福祉サービスが受けられるよう、地域住民や関係機関、団体等のご理解とご協力を得ながら支援を進めてまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。

子供や家族を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、核家族化や近隣住民との関係の希薄化、女性の社会進出、経済状況の悪化による共働き世帯の増加等により大きく変化しております。

本町においては、次世代育成支援対策法に基づく「はばろ次世代育成支援後期行動計画（22年度～26年度）」により、社会全体で子育てを支え、生活と仕事と子育て全てを応援し、誰もが希望する幼児教育と保育サービスが受けられるよう取り組みを進めてまいります。

近年、児童虐待など児童を取り巻くさまざまな問題が増加しておりますが、育児相談や育児教室等の充実を図ることにより、育児に対する不安や悩みを解消できる環境を整備し、また、要保護児童対策地域協議会を活用した虐待防止と早期発見、迅速で的確な対応を図ってまいります。

国では、社会保障・税一体改革に伴う3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進するために、24年8月に子ども・子育て関連3法が国会において可決されました。これにより、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子供・子育て支援の充実、認定こども園制度の改善などが推進されていくこととなります。

町立羽幌保育園の民営化については、これらの状況を踏まえ、全ての子供の健やかな育ちを実現するために、本町にとって最善の方法を検討し、早期実現に向け取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本町の国民健康保険事業は、町民の約3割が加入しておりますが、少子高齢化の進行、雇用基盤の変化、経済の低迷、医療の高度化等により、医療保険財政は厳しい状況が続いております。

また、昨年、国において医療保険制度を含む社会保障制度の強化と将来にわたり持続可能なものとするなどことを目的とした「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、医療保険制度のみならず社会保障制度全体が大きな変革期を迎えております。

本町においては、国民健康保険事業の安定的かつ健全な運営のため、現状を把握・分析した上で、医療費の適正化、保険税収納率の向上、保健事業の推進など関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

次に、姉妹都市「石川県内灘町」との交流について申し上げます。

姉妹都市「石川県内灘町」及び友好町村「富山県南砺市たいら地域」との交流については、教育文化を初め多方面に及んでおりますが、時代や人の移り変わりなどもある中、今後においても交流の経緯や必要性を後世へ引き継いでいくことが必要と考えております。

昨年、内灘町で開催された「内灘町民夏まつり」では、本町の知名度アップを図るため職員を派遣し、特産品PRのための出店参加をいたしました。本年も引き続きこの取り組みを行い、交流の拡大を図ってまいります。

次に、広報・広聴について申し上げます。

町民が行政を身近に感じ、主体的にまちづくりに参加するためには、行政情報の提供が不可欠であると考えております。

毎月発行の「広報はぼろ」の充実や、昨年4月にリニューアルし、リアルタイムでの情報発信が可能な「町ホームページ」を活用し、迅速でわかりやすい、親しみやすい広報活動に努めてまいります。役場1階ロビー及び公民館図書室には、「町ホームページ」を閲覧できるパソコンを設置しておりますので、どなたでもお気軽にご利用いただきたいと思います。

また、町職員が地域と行政との情報のパイプ役となり情報の共有化に取り組んでいる「地域情報連絡員制度」等の取り組みにより、双方向のコミュニケーションを深めてまいります。

広聴については、これまでも町政懇談会等において、町民の声を聞き、直接対話を行っておりますが、町民が主体となり行政と協働のまちづくりを進める観点からも、これまでに以上に多数の町民が参加できる体制づくりに努めてまいります。

次に、人づくり事業について申し上げます。

「まちづくり」は「人づくり」であり、将来の羽幌を支える人材の育成や、町民の積極的なまちづくり活動を支援するため、13年度から人づくり基金を活用し、地域づくりのリーダーの育成や地場産業の振興、国際化や地域活性化など幅広い取り組み費用の一部を助成し、次代を担う人材の育成に努めております。

事業の選定に当たっては、「人づくり委員会」の協力を得て、町民目線での審査を踏ま

えるなど、協働のまちづくりの一端も担っており、広報媒体や関係機関等への積極的な情報発信による制度の周知により、より一層の利用促進を図ってまいります。

次に、行政サービスの向上について申し上げます。

行政サービスコーナーは、住民ニーズに応え、行政サービスの向上を図ることを目的に開設したものでありますが、主となる窓口業務の取り扱い件数の減少から、運営の見直しが求められ、「まちづくり政策会議」等で協議を進めてまいりました。

当初、官民が一体となった情報発信基地としてリニューアルする方向で、その可能性を検討しておりましたが、ハートタウンからの大型スーパーの撤退により見直しを余儀なくされておりますので、今後の動向を見据えながら、方策を検討したいと考えております。

また、総合窓口では、住民の利便性向上とワンストップ・サービスの実現を図るため、パスポートの発給申請受理・交付に関する事務を24年4月から開始いたしました。道から市町村への権限移譲により実施したものでありますが、苫前町、初山別村との事務委託に基づき、本町において3町村住民を対象に交付事務を行っており、住民負担の軽減と行政サービスの一層の向上を目指してまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

本町では、留萌管内7町村により「留萌地域電算共同化推進協議会」を組織し、広域業務の新たな仕組みづくりに向け、業務の電算共同化に取り組んでおります。

しかし、7町村の電算システムについては、更新時期や利用しているパッケージソフトが異なっていることなど、全てのシステムを同時期に共同化することが難しい状況にあるため、構成町村のシステム更改時期にあわせた段階的共同化を図る必要があります。

このため、23年度から取り組んでおりました、同一システムを利用する町村ごとの電算共同化となる「次期システム」の導入が完了したことに伴い、25年度から2カ年で、7町村統一による「自治体クラウド連携方式（将来システム）」へと移行いたします。

これにより同一ベンダー（事業者）のシステムを共同で利用することによるセキュリティの強化や、導入費・運用経費などの軽減なども図られ、将来に向けた広域連携の基盤となることが期待されます。

また、全国的な戸籍事務電算化への推移や、さきの東日本大震災による戸籍データ喪失等によるデータの保管方法の見直しが急務となっている背景を受け、留萌地域電算共同化推進協議会においても「戸籍の電算化」について協議を進めてまいりました。

町村単独での導入よりも7町村同一のシステム導入による共同化を図ることが導入・運用経費等の面からも有利なため、26年7月の本稼働を目指し、25年度から着手いたします。

これにより、戸籍事務の効率化・迅速化が図られ、住民サービスの向上につながるともに、複数箇所でのデータ保存が可能となるなど安全性の確保が期待できます。

3つ目に、安心で魅力的な田舎暮らしができるまちであります。

最初に、農業の振興について申し上げます。

農業を取り巻く環境は、農家戸数の減少、後継者不足、就農者の高齢化といった生産構造の脆弱化や活力低下も懸念されるなど深刻な状況となっております。

また、TPP問題などが、このような深刻な状況にさらに拍車をかけるのではと、懸念をしているところであります。

国では、食料自給率の向上を図るため農政の大転換を進めており、23年度より本格実施された農業者戸別所得補償制度は、本年で3年目となりますが、政権交代により農業政策の先行きが不透明であるため、制度の安定的な進展・発展を願っているところであります。

農業後継者対策といたしまして、23年度より就農のための農地拡大に対し支援を行う町独自の制度を創設いたしました。さらなる後継者対策について、関係各機関とともに検討していきたいと考えております。

中山間地域直接支払事業は、22年度より第3期対策がスタートしており、今後も国・道の補助事業に継続して取り組んでまいります。

昨年は2年続けて米が豊作となり、実りの秋となりましたが、22年に広範囲で発生した「いもち病」は、複数年での対策が必要とのことから、発生を抑えるのに効果的な予防防除に対し、本年も助成をしております。

17年度から試験栽培を始め、8年目となる「ビルベリー」は、25年度につきましては発芽試験を終了し、その後の生育観察を主に農業試験所圃場での育成試験を引き続き行ってまいります。

今後も予想される国の構造改革等に対して、効果や将来性を見きわめつつ、地域実態に即した農業振興を展開してまいりたいと考えております。

林業の振興につきましては、木材の生産性の増加と森林の多様性の維持向上という相反する目的を同時に実現するという難しさを認識しているところであります。自然林の保護、人工林の計画的な整備については、防災面はもとより、農業・漁業など他の産業にも影響があり健全な環境の形成に不可欠とされております。

本町の森林整備につきましては、昨年度、新たな森林整備計画が策定され、これに基づき、区域ごとの望ましい姿となるよう整備及び保全を行ってまいります。

町有財産であります町有林は、災害を未然に防ぎ、さらに良質な木材を生産すべく計画的に除間伐等を行い、適正な維持管理と整備を進めてまいります。

また、民有林につきましても、除間伐の奨励事業などを行いながら、地域森林の振興に努めてまいります。

エゾシカなど有害鳥獣に対する取り組みにつきましては、農家の方々が電気牧柵の設置や爆音機などによる侵入対策を実施しておりますが、一頭でも数を減らすために捕獲の実施が求められています。新たなハンター育成への免許取得の補助制度を設けていることから、この制度の周知・有効活用を図ってまいります。

また、アライグマによる被害が拡大していることから、羽幌町鳥獣被害防止協議会等の

関係機関・団体と連携し、箱わなの積極的な活用を図り、さらに個体数の調整や被害防止に向けた取り組みを実践するよう努めてまいります。

農業・農村整備につきましては、過疎化・高齢化などの進行に伴い、集落機能の低下による農地・農業用水等の資源管理が困難になってきております。農地・水保全管理支払交付金により、農村基盤の保全、農村環境の美化などを行う共同活動組織の支援を行い、計画的な修繕による施設管理の推進などさらなる質的向上を目指してまいります。

また、羽幌二股ダム、羽幌ダムなど農業水利施設について、老朽化による改修等が必要な箇所については、国、道との連携により、適切な管理及び改修等を行い、地域農業の生産性の安定と向上に資するよう対策を進めてまいります。

畜産振興につきましては、草地改良、造成事業による安全で高品質な牛乳の安定的生産体制の確立を目指すとともに、酪農ヘルパーの活用への助成などゆとりある酪農経営に向けた対策を推進してまいります。

焼尻めん羊牧場につきましては、20年度から導入した指定管理者制度が24年度をもって契約満了期間となりますが、暫定的に1年間という期間限定で指定管理者を更新し、25年度は、今後のめん羊牧場のあり方などを検討する期間として、議会の皆様とともに将来にわたるめん羊牧場の位置づけ、今後の運営方針等について検討してまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

北るもい漁業協同組合における24年漁獲計画の達成率は106%でしたが、羽幌地区は103%、天売・焼尻地区は90%であり、国のデフレ脱却政策の成果が出るまでの期間は、魚価安及び燃油等の高騰が想定され、今まで以上に厳しい運営が予想されます。

広域合併した本所機能の充実や、狭隘化した荷さばき作業等の効率を図るための施設が24年度に整備され、水産業の6次産業化に向け一歩踏み出す拠点が誕生いたしました。町としても「おらのまち産地協議会」を通じて一層の支援を行ってまいります。

漁業の後継者育成、新規就業者対策については、船舶免許取得や漁業機器等の購入助成を引き続き行ってまいります。

日本海沿岸に来遊するトド等による漁業被害対策として、被害を受けた漁業者に貸与する刺し網購入費の支援を引き続き行いますが、あわせて、国による対策を漁業関係者と連携して要望してまいります。

天売・焼尻地区につきましては、「離島漁業再生支援交付金事業」を活用し、漁業者との協議の中で、漁場生産力の向上や創意工夫を生かした取り組みを推進し、離島漁業の活性化を図ってまいります。

今後も、漁業経営の安定のため、水産資源の保護と種苗放流による資源増大を基本とし、消費者ニーズに合わせた水産業が持続できるよう、各漁業者及び関係団体とともに協働してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

日本経済は、昨年12月の政権交代以降、経済対策に対する期待感などから、円安傾向

と株価の上昇により、わずかながらも上向きになりつつありますが、いまだ先行きは不透明な状況にあります。

本町の商工業を取り巻く環境も、依然として厳しい状況下にあります。中心市街地の中核施設「ハートタウンはぼろ」のキーテナントでありましたスーパーが撤退し、後継テナントが決まらないなど打開策が見出せないところではありますが、町としてもできる限りの支援をしながら、今後の対策について鋭意協議をしているところであります。

一方、商工会が加工業者等と共同開発した「イサバヤ」ブランドの加工品については、新たな地場産品として定着しつつあり、さらなる発展に期待しているところであります。

また、製造業者の活発な生産活動を支援するため、生産工程で使用する水道料について、一定量を超えた部分に対し助成を行う制度を創設し、町内の工業振興を図ってまいります。

中小企業の育成振興を図るための特別融資制度における利子補給率の特例については、経済状況を考慮し、26年度まで継続しているところでありますが、運転及び設備資金ともに貸付枠を倍増させ、中小企業者の金融の円滑化と利便性向上を図ってまいります。

それぞれの企業が経営改善に取り組み、経営基盤強化のために自助努力しておりますが、今後も商工会や関係機関と連携を密にしながら、商工業の振興に努めてまいります。

さらに、地域経済の活性化及び雇用の場の拡大等を目的とした企業誘致についても、本町行政を推進する過程において生まれた人脈等を生かし、企業が考える工場立地のニーズなどを把握しながら、精力的に取り組んでまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

羽幌町観光協会は、新体制となり5年目を迎えますが、関係機関との連携や役員相互の協議による発想の中、新たな観光資源の発掘やイベント見直しなどにより、着実に成果を出しております。また、緊急雇用創出事業を活用し、事務局体制を増員することにより、情報発信が強化され、今後の観光客の誘致増が期待されるところであります。

観光イベントにつきましては、第3回を迎える「はぼろ甘エビまつり」が今年も6月に予定され、日本一の水揚げ量を誇る甘エビの売り込みを中心とした集客、経済効果を目指すイベントとして期待しております。また、「花火大会」や「サンセットビーチCUPビーチバレーボール大会」をビーチ周辺で開催することとなっております。

本年4月には、新フェリーターミナルがオープンし、新造船の高速船も就航しますことから、オープンセレモニーや離島のイベント等との連携した各種事業を展開し、新高速船の乗船率向上や離島への観光客増加を図ります。

さらに、新たな観光事業といたしまして、海外のバードウォッチング会報誌や専門誌の編集者を招き、天売島にて「バードウォッチングツアー」を実施します。帰国後に各会報・専門誌に記事として掲載いただき、野鳥資源を世界に発信し、認知度を向上させ、国内外の観光客の誘客を図ります。

焼尻島では、7月6日及び7日に「焼尻めん羊まつり」、「めん羊クラフト体験事業」を実施し、サフォークブランドのPRと、より一層の集客を期待しております。

また、昨年から準備しておりました「めん羊サミット」については、25年度開催に向け、現在関係団体と協議を進めているところであります。

天売島では、世界最大のウトウの繁殖地をPRする「ウトウWELCOME DAY」を6月に企画し、ウトウ・ウォッチングの割引を行い、宿泊客の増加を図るとともに、野鳥等の環境保護フォーラムを開催します。

また、7月27日及び28日には「天売ウニまつり」を実施し、新鮮な地元のウニを安価で提供することによる集客を期待しております。

ご当地グルメであります羽幌えびタコ焼き餃子は、芽室町で開催予定の「新・ご当地グルメグランプリ」を初め、道内の各種イベントに参加し、羽幌町の売り込みを図ります。

また、地元の学校給食にも引き続き採用されており、地産地消にも努めてまいります。

合宿誘致事業については、例年に引き続き4月にラグビー合宿、合宿誘致の目的として7月下旬には高校野球のオロロンリーグ交流戦も予定されており、今後も合宿誘致事業に取り組み、地域経済の活性化を図ってまいります。

観光施設の整備については、はぼろ温泉サンセットプラザの屋上防水や客室の空調設備、畳の取りかえなどを実施し、利用環境の向上に努めてまいります。

また、ニシンの黄金時代を築いた日本海沿岸の市町村に「にしん街道標柱」を設置し、観光ルートを確立する「にしん街道事業」として、道の駅周辺へ標柱と説明板を設置するとともに、焼尻港駅屋根部への「日本唯一のオンコの島」という文字表記により、観光地としてのPRを図ってまいります。

その他の観光施設についても経過年数や傷みぐあいを考慮し、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、勤労者対策について申し上げます。

雇用を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、国内の昨年12月の完全失業者数は、前年同月に比べ17万人減で259万人に減少、昨年平均の完全失業率は前年より0.3ポイント減少の4.3%と2年連続の減少傾向となっております。

また、留萌職業安定所管内における昨年12月末時点での有効求人倍率は0.69倍で、前年同期を0.18ポイント上回っており、就職を希望する管内の高等学校卒業予定者の内定率は85.6%で、前年同期を12.7ポイント上回るなど、厳しい雇用環境ではありますが、明るい兆しが見えております。

このような状況の中、新たな雇用対策として町内事業所における従業員の雇用増に対し助成を行う制度を創設いたします。常用パートから正社員としての採用、新規雇用者の継続使用など、さまざまなケースに対応し得るものでありますが、1個人につき最大3年間、約108万円を当該雇用者の採用企業に対し、助成金として支給するものであります。この制度によりまして、町内事業者による雇用の受け皿が増加し、若年者の流出に一定の歯どめがかかるとともに、定住促進への波及を期待するところであります。

季節労働者の通年雇用化を促進するため、国の季節労働者対策として実施されている

「通年雇用促進支援事業」は、平成19年10月から3年間の事業として実施され、以後毎年の継続事業として実施しておりますが、25年度においても継続が予定されております。季節労働者の通年雇用により有利な資格取得等の事業を中心に、事業の見直しを行いながら、少しでも多くの季節労働者の通年雇用化が促進されるよう事業を支援してまいります。

今後も、国や北海道の制度を有効に活用・周知するとともに、関係機関と密接な連携を図りながら、雇用機会の確保と安定に努めてまいります。

次に、住環境の整備について申し上げます。

町営住宅の整備につきましては、「羽幌町住宅マスタープラン・公営住宅等長寿命化計画」に基づき、22年度から10カ年で老朽化した公営住宅の効率的な建て替え整備を進めております。

幸町団地は、22年度から建て替え整備が始まりましたが、24年度までに6棟24戸の解体・除却及び4棟8戸の建て替え整備を終え、25年度以降も引き続き毎年2棟4戸の建て替え整備を予定しております。

既存住宅の維持管理については、25年度で北町団地、天売団地の改修を終え、川北A団地の計画的な改修を開始するなど、良好な住環境の整備を図ってまいります。

22年度から管理運営を開始しました「栄町夕陽ヶ丘団地」につきましては、初年度から継続してほぼ全戸が入居の状態となっております。今後も町単独住宅として有効に利用され、効率的な運営が保てるよう計画的な維持管理を図るとともに、将来の計画的修繕等に備え、基金の積み立てを行ってまいります。

住宅改修促進助成事業につきましては、新たな需要喚起と地域経済に及ぼす波及効果から継続を求める声が大きく、25年度以降の助成期間延長と補助対象経費へ住宅の除却に係る費用を追加いたします。

引き続き、快適な住環境の整備と建設業の振興に寄与することを期待しているところであります。

次に、環境衛生について申し上げます。

留萌中部3町村のごみ処理は、きらりサイクル工房で一括処理されておりますが、分別収集・処理業務ともに順調に運営されており、ごみの資源化や減量化が図られております。

一方で、ごみの不法投棄が依然、後を絶たないことから、今後も関係機関と協力し、不法投棄防止対策を継続してまいります。

また、小中高生を初めとする地域住民のボランティアによる清掃活動や美化運動が定着しており、引き続き町民と行政が一体となって、清潔で住みよい環境の保持に努めてまいります。

産業廃棄物処理場の埋め立て超過に係る問題については、事態の重大さ及び深刻さに鑑み、産業廃棄物運営委員会や留萌振興局とも協議を重ねる中、超過分を搬出・投入するための新たな最終処分場の設置を最良の解決策と判断し、設置に向けた事務作業の方法等について協議・検討を開始したところであります。実施主体と想定する運営委員会に対して、

候補地選定のための調査費相当額を助成するなど、最終処分場の設置に向けた支援を行ってまいります。

留萌中部3町村広域火葬場「はまなす聖苑」が24年8月より供用開始となりましたが、葬送にふさわしい雰囲気有する近代的施設として、地域住民の皆様から評価をいただいております。新施設には、開放感・清潔感のあるロビーや待合室も設置され、ペット炉も新設されるなど、利用者の利便性向上が図られているところであります。

広域し尿処理については、施設の老朽化に伴う代替施設の建設が喫緊の課題であり、本町の下水道処理施設を活用した広域ミックス事業の導入に向け協議が進められ、先般、北海道と北海道開発局との協議が調い、国土交通省との協議が始まったところであります。

今後も、本事業の国費による補助採択を前提として水洗化率の向上を図るとともに、中部3町村での協議を並行して進めながら、25年度基本及び詳細設計、26年度本工事着手を目指してまいります。

次に、公共交通体系の整備について申し上げます。

地域公共交通のかなめである市町村間を縦貫するバス路線については、地域の過疎化とマイカーの普及が進む中、厳しい運営を迫られております。今後も「留萌地域生活交通確保対策協議会」及び「オロロンライン生活路線バス協議会」における構成市町村との連携のもと、主要幹線及び単独補助路線の効率的な運行が図られるよう、バス事業者への支援に努めてまいります。

本町が運営し、町内2路線を有償運送する児童・生徒と一般住民の混乗によるバス運行については、制度改正により、市町村の有償運送という現行の形態に移行したものであります。「羽幌町地域公共交通会議」における構成団体との連携のもと、引き続き各路線の効率的で持続可能な運行に努めてまいります。

町内循環バス「ほっと号」は、地域の交通空白地帯を解消するため平成15年にスタートし、主に医療機関への通院や温泉・公共施設の利用等幅広い用途にわたり、高齢者など交通弱者の生活の足として活用されております。今後もさらなる利用者増を図るため、利用者のニーズを的確に捉え、地域の足としてより一層定着するよう努めてまいります。

また、フェリーターミナルの新設に伴い、フェリー埠頭と市街地の距離が延伸されることから、埠頭と市街地を結ぶ新たな交通アクセスが求められておりました。このため、町と関係事業者間の協議により、フェリーターミナルとバスターミナルを結ぶシャトルバスの導入を計画し、4月からの運行を予定しております。離島航路や高速バスを利用する観光客及び離島住民の利便性向上に寄与するものと期待しているところであります。

離島地区の生活基盤であり住民の足である離島航路につきましては、関係機関で構成する協議会において「離島航路改善計画」を策定し、高速船「さんらいなあ」の代替建造を中心とした事業計画を推進してきましたが、このほど、新高速船「さんらいなあ2」が完成し、本年4月から就航を開始いたします。離島住民や観光客等の利便性の向上に一段と寄与することを期待するとともに、新たに整備された中央埠頭やフェリーターミナルの新

設と相まって、離島観光の新たな魅力づくりとイメージアップにつながることを願っているところでもあります。

また、新高速船の就航を記念して、期間限定で運賃割引を行うなどの試乗体験キャンペーンを企画しており、利用促進に役立てたいと考えております。

次に、港湾整備について申し上げます。

羽幌港におきましては、25年4月に中央埠頭及び新フェリーターミナルが供用開始されます。北るもい漁業協同組合の「おらのまち羽幌市場」とともに産業・観光両面で本町の振興・発展を図る上で重要な施設であるほか、羽幌・天売・焼尻を結ぶ玄関口として貴重な役割を果たしており、将来の有効利用に向けて周辺地域からのアクセス環境等の整備や適切な維持管理に取り組んでいく必要があります。

また、国直轄整備事業を主体とし、25年度以降も漁港区の狭隘解消のために旧フェリー一岸壁の老朽化改良や港内静穏度を高める施設整備を進めてまいります。

休止港である天売港、焼尻港も含め、今後とも港湾利用者の意見を聞きながら、港湾の安全確保と利便性の向上、観光振興を意識した整備を進めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

水道は、快適な暮らしを支えるライフラインとして、重要な使命を担っております。上水道事業では、上下水道施設運転管理の一元化による民間委託や企業債の繰上償還による後年度利息負担の解消など、今後も業務の効率化、コスト削減による経営の健全化を図るとともに、何よりも水道水の安全・安定供給に重点を置き水道事業を運営してまいります。

簡易水道事業においては、利用者が減少し老朽化が進んでいた曙地区の簡易水道を廃止するなど、より一層の経営の健全化を図るとともに、上水道と同様、各施設の維持管理を徹底し、安全で安定した水道水の供給に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

25年1月末の認可計画面積における進捗率は90%に達し、水洗化率は55%となりました。

25年度は、雨水管の老朽化に伴い川北地区の雨水管整備を実施するとともに、し尿処理におけるミックス事業導入に向け、昨年見直した新たな補助制度を浸透させながら、水洗化率向上へのPR活動を積極的に行ってまいります。

今後も、快適な生活環境の提供と、環境保全に寄与する下水道の整備を計画的に推進してまいります。

次、防災対策について申し上げます。

東日本大震災や近年の自然災害により、本町はもとより全国的に防災対策の取り組みが急務であります。

本町では、津波浸水予測図（ハザードマップ）に基づき、この浸水区域を対象とし、町民ワークショップなど住民とともに作り上げた「羽幌町津波避難計画」を策定いたしました。この計画は、住民の生命及び身体の安全を確保するための避難計画であります。

現在、北海道において津波想定の見直し作業を進めておりますので、これが完了した時点で本町の「津波浸水予測図」及び「津波避難計画」の改訂版を作成いたします。

この取り組みに先行し、津波襲来時等における主な避難場所及び避難所に「海拔表示板」を設置いたします。この表示板の設置により、海拔への意識を高めていただき、津波の規模に応じて安全な高さへの避難の目安としていただきたいと考えております。

また、毛布や簡易トイレ、ストーブなどの防災資機材の整備及び備蓄を初め、各町内会を母体とした「自主防災組織結成の推進」など、災害に対する町民の意識向上にも努めてまいります。

これらとともに、東日本大震災を契機に発足いたしました「羽幌町防災ボランティアきずなの会」とも連携を行う一方、災害時における災害対策本部等の拠点施設となる役場庁舎や消防庁舎の耐震診断を実施します。

これにより、耐震化の必要性を把握し、町民が安心して暮らせる防災体制の確立に努めてまいります。

以上、平成25年度の町政執行に対する基本的な考え方と、主な施策の概要について申し上げます。

現在、全国の自治体では、公共施設の老朽化対策が問題とされており、本町においても、既存建築物の有効活用、長寿命化を図る「ストックマネジメント」に取り組んでいく必要があります。

今後、施設の社会的需要や老朽度の判定、改修時の費用対効果等を総合的に勘案した上で、解体、用途変更、改修、改築など、施設の状況に応じた対応方法を判断していかなければなりません。

また、「産業振興」、「地域活性化」、「高齢者福祉」など、抱える課題は多岐にわたっておりますが、産業が維持、そして成長することにより、地域に活力が生まれ、住民協働の強化が進み、その結果、福祉が充実していくなど、これら課題の解決は、単体ではなく、総体的さらには将来を見据え取り組むことが必要と考えられます。

今後におきましても、町民の皆様と常に情報を共有し、まちづくりの基本目標である「居場所と生きがいを持った暮らし」、「安心して魅力的な暮らし」の実現に向かって、先人が築き上げてきた町の基盤を継承・進展させながら、希望の持てる「まちづくり」のため、力を尽くして取り組んでまいります。

町議会、町民皆様におかれましても、引き続き、一層のご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます、私の町政執行方針といたします。

○議長（室田憲作君） 昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎教育行政執行方針

○議長（室田憲作君） 日程第5、教育行政執行方針を行います。

教育長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

教育長、石川宏君。

○教育長（石川 宏君） 平成25年第1回羽幌町議会定例会の開会に当たり、羽幌町教育行政執行方針を申し上げます。

以下、学校教育及び社会教育関係の主な施策について申し上げます。

教育は将来を支える人材を育てるための重要な基盤であることから、教育の質の向上を図り、みずから持つ多様な力を存分に発揮できるよう適切な環境整備が必要とされています。

また、子供たちに質の高い教育を提供するため、教員が子供一人一人に向き合う時間を確保しつつ、個々に応じたきめ細やかで質の高い指導や協働的な学びや双方向型の学びなど、新しい学びにも適応することができるよう、全体を通じた総合的な学習体制の確立が進められています。

さらに、子供たちが確かな学力を身につけられるよう、教育に関する継続的な検証改善サイクルの確立も提起されています。

このような中、小中学校での新学習指導要領の完全実施において「生きる力」としての確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を目指した教育の指導が導入期から発展期としての移行が進められようとしています。

このため、みずから問題を解決する資質や能力の開発に加え、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を養い、そして、健康や体力などの向上に向けた教育実践の推進を図ってまいります。

また、社会問題化しているいじめや体罰防止への取り組みは、家庭、学校、地域が一体となって連携し、早期発見、早期対応が不可欠として、適切な指導を図ってまいります。

現在、高齢化が進んでいる中で、町民一人一人が健康で心豊かに過ごすため、人生の各時節において、自己向上のための新たな知識の習得や芸術文化、スポーツなどを生き生きと学び続けることができるよう、活力ある生涯学習社会の構築を見据えた学習機会の提供が必要であるとも考えております。

最初に、学校教育における教育を推進するための条件整備についてであります。

学習指導要領の改訂により、小学校では平成23年度から、中学校では24年度から全面实施されていますが、大きな改正点は、小中学校いずれも国語、数学などの主要教科における授業時数が10%程度増加したほか、小学校では5・6年生における英語教育の時間創設、武道が必修科目となった中学校へは、必要となる教材を各学校へ配置したところでもあります。今後も、教職員における学校現場での適切な対応はもちろんのことではあり

ますが、教育委員会としても指導しやすい環境整備に努めてまいります。

情報通信技術（ICT）化は、情報通信機器を有効的に活用した多様な学習を推進しているところでありますが、児童生徒、個々におけるインターネットの活用に係る利用形態の指導啓発も重要と考え、適切な機器の更新や管理に努めてまいります。

学校図書整備については、24年度からの5カ年計画に基づき整備を推進しつつ、蔵書のデータ管理により読書環境の充実を進め、義務教材及び理科教材などとの連携を図りながら計画的に整備してまいります。

英語指導助手の配置におきましては、小中学校及び高等学校での英語学習に加え、保育所、幼稚園、公民館事業における英語教育指導などを通じ、生きた英語に接しながらの外国文化や生活習慣の理解を深める機会を提供し、国際教育推進のため引き続き有効な活用を進めてまいります。

なお、現在の英語指導助手は、本年8月に任用期間が満了となるため、新たな人材確保に向け、国内の窓口となる機関へ要望しているところであります。

特別支援教育では、特別支援教育連携協議会を核として、小学校入学への就学時を中心とした情報交換を行い、就学時から中学卒業まで継続した支援に結びつくよう関係機関へ促してまいります。

また、小学校低学年の要支援児童の増加から、引き続き羽幌小学校へ教育支援員を2名配置した体制の強化を継続する考えであります。

今後も、支援を必要とする児童生徒一人一人の状態に応じた適切な指導に努めてまいります。

スクールバスの運行についてであります。中学校の部活動のみならず、スポーツ少年団が管外で開催される全道大会への出場に際しても、スクールバスの運行枠を新たに確保し、保護者の負担軽減に努めます。

全国学力・学習状況調査については、4年ごとのきめ細やかな調査年であり、全ての小中学校が調査校となることから、町内の小学校6学年及び中学校3学年において対象学年として実施されます。

町内では、学力の向上に向け、長期休業時には教職員などの協力のもと集中学習会の実施や、高校生のボランティアを活用した展開など、登校後の朝学習の導入による日常的な学習機会の創出も行いつつ、学校ごとに特色を出しながら目的を持って取り組んでいるところであります。

本調査の結果における成果と課題を把握しながら、今後も教育指導や学習状況の改善に役立ててまいります。

焼尻小中学校については、児童生徒の減少から、学級編制基準に基づく教職員などの配置数に大きな影響を受けております。特に、今年度以後の推計では、教職員のさらなる減少として、教頭及び養護教諭が配置されない状況となるほか、26年度には中学校への在籍が予想される生徒が皆無のため、休校も見込まれる状況にあります。このため、事務の

煩雑が予想され、児童生徒への影響や校長及び教職員の庶務的業務の軽減、休校を見据えた事務処理のための臨時職員を配置し、円滑な学校運営に努めてまいります。

次に、教育環境の整備についてであります。

学校施設の安全確保については、子供たちの学習と生活の場であると同時に、災害時における地域の避難所に指定されています。

羽幌小学校の改築につきましては、基本調査や地質調査などの結果をもとに、教育関係者や広く住民から意見を求めたところであり、次の段階へと着実な一步を踏み出す予定であります。より具体的な意見の集約に努め、内容の検討、精査を進めながら改築へ結びつけていく考えであります。

また、各学校の施設及び設備整備についても、緊急度を勘案しながら整備・改修を進めてまいります。

教職員住宅の整備、改修につきましては、保有住宅の4割近くが築後30年以上となっており、特に離島地区の一部にあっては老朽化が顕著なことを踏まえ、よりよい住環境を提供するため計画的な整備を模索するとともに、市街地区の水洗化を含め緊急度を勘案しながら適宜実施してまいります。

次に、地域に開かれた学校づくりと学校職員の資質能力の向上についてであります。

子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭、地域社会それぞれが連携することが重要であり、地域社会に信頼される学校づくりが大切であります。学校の教育活動や学校運営の状況を積極的に保護者・地域へ情報提供することはもちろんのこと、学校経営における点検、評価を生かし、開かれた学校づくりに努めてまいります。社会的に大きく報道されている部活動での指導のあり方についてもいま一度確認しつつ、各学校において学校と保護者が密接となった指導体制の確立に努めているところであり、今後も適切な管理運営を求めてまいります。

また、教育委員会の事務事業の点検評価の実施においては、町部局と一体となった公表を通じ、今後も効果的、かつ、効率的な教育行政を推進してまいります。

学校が、教育機能を十分発揮するためには、管理職を含む教職員が組織的な連携のもと、常に資質・能力の研さんに努め、みずからの役割をきちんと果たすことが不可欠であります。専門職としての知識や能力の向上を高めるための研修機会を提供し、教職員が持っている能力を最大限に生かすことができるような環境づくりを推進してまいります。

現在、町内に教育研究機関として、町が設置している教育研究所、教職員などの自主的な加入により構成されている教育研究協議会、天売・焼尻の教職員などで構成されている両島教育研究協議会の3団体がありますが、研究課題や教職員などの負担軽減のほか、両島教育研究協議会の継続が厳しい状況にあります。このため、自主的、積極的な研さん機関への移行も視野に、再編に向けた協議検討を行っておりますが、当町における教育研究が停滞することがないように研究機関の再編を進めてまいります。

次に、心身ともに健全な人間性と社会性を育む安全な環境づくりについてであります。

道内の児童生徒の問題行動は、不登校件数は減少傾向にあるものの、暴力行為やいじめの認知件数が微増の状況にあり、深刻な状態とされています。

また、中学、高校の生徒における薬物乱用への懸念もさることながら、インターネットや携帯サイトにおける不適切な事案が増加の状況にあり、ネットパトロールによる防止活動がとられてはいるものの、大きな課題として提起されています。

児童生徒の発する小さなサインを見逃すことなく捉え、いじめや問題行動など未然に防止することが理想ではありますが、学校だけで解決できるものではなく、学校、家庭が一体となって向かい合うことが不可欠と思っております。

また、いじめや不登校は、友達や部活動、さらに学校や先生とのトラブル、新しい学校での適応障がいなどが一つの要因と指摘されています。

このため、問題解決に向けた一体的な取り組みとして、家庭、学校、地域、関係機関が連携し、生活習慣や礼儀、マナーなどを身につけるよう指導・援助しながら、「いのち」を大切にす心や人を思いやる心など「心の教育」を重視した総合教育の充実に努めてまいります。

本町における生徒指導は、各小中高等学校による学校ごとの指導に加え、羽幌町生徒指導連絡協議会を軸とした展開により、問題行動などの未然防止や的確な状況把握に努めてまいります。

また、児童生徒の健康管理には、精神面への支えのみならず成長に伴った体の発達への指導も必要となります。

今年度は、離島地区における聴力検査のほか、重要な課題と考えられている口腔衛生にも取り組む考えであります。道内では永久歯の虫歯の本数が多いとの状況を踏まえ、北海道では各学校などでのフッ化物洗口の普及を進めています。

このため、今年度から町内小学校の3学年以下の児童をめどとして、フッ化物洗口を実施する考えであります。なお、実施に際し、学校歯科医や学校薬剤師の協力はもとより、養護教諭が中心となった学校現場の協力、保護者の意向などに十分配慮しながら、慎重に進めてまいります。

今年度秋には、北海道学校保健研究大会が当町で開催することが既に決定されているところであり、各関係機関との協力のもと学校保健の重要性を再認識する機会として期待しております。

次に、高等学校教育の振興と幼児教育の推進についてであります。

天売高等学校は、定時制普通科による4学年制が基本とされていますが、3年間での卒業コースを含め、進学、就職に備えた修学形態のもと、資格、検定取得によるスキルアップや水産資源を活用した製造実習、地球環境をテーマとした研究など、きめ細やかで地域と連携した特色のある教育を実践しております。今年度から、資格取得や検定への支援を行うとともに、将来的な展望に立ち、施設環境面でも計画的な改修を進めていく考えであります。

羽幌高等学校は、生徒の多様な進路に適合した教育課程を編成し、日ごろから地域の期待に応える学校づくりを推進しております。今後も、同校の進める魅力ある学校づくりに対し、連携と情報の共有化を図り、資格取得や部活動への支援を継続しながら、地元高校への進学志向が高まるよう努めてまいります。

私立幼稚園につきましては、町内2カ所とも、それぞれ特色を生かした教育活動を推進されておりますが、引き続き就園奨励補助や振興補助に加え、英語指導助手を派遣する支援を行ってまいります。

次に、学校給食の充実についてであります。

学校給食は、児童生徒の健全な成長に必要な栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、日常生活における正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成、食に対する感謝の心など多くの要素が含まれることから、今後も食育の教育として指導に努めてまいります。

また、施設運営面につきましては、離島地区における栄養士の配置は必須との考えで継続しつつ、市街地区学校給食センターでは、衛生面や調理場内の環境改善はもとより、計画的な調理機器の整備や更新を行いながら、食材やメニューに「えびタコ焼き餃子」を含め、地産地消として可能な範囲で管内の特産品を食材に取り入れ、使用食材の選定や衛生管理などに万全を期し、安心安全な学校給食の提供を進めてまいります。

2つ目として、社会教育における青少年教育についてであります。

今日、少子高齢化が進む中、家庭や地域における教育力の低下など、子供たちを取り巻く環境には、厳しいものがあります。

一昨年の東日本大震災を契機に、家族のきずなの大切さ、地域との連携の重要性を感じ、また、自分たちを取り巻く社会環境に興味を持つ貴重な経験がありました。

このような状況のもと、子供たちの将来に向け、家庭・学校・地域が連携・協力し、地域社会全体で育てていくことが重要と考えます。

各関係機関と連携を密にし、子供たちのさまざまな体験活動やスポーツ・文化活動への関心を助長してまいります。今年度からスポーツ少年団活動に対する、全道大会出場助成金を充実し、保護者の負担を軽減するとともに、子供たちの活動を支援してまいります。

また、町の事業として子ども自然教室やほっとクラブなど、子供たちがいろいろな体験をする機会をふやすとともに、リーダーの育成、指導者の養成を推進してまいります。中でも、自然教室の事業において、「ふるさと教育」を兼ねた焼尻島でのキャンプを計画し、子供たちが地元の自然に触れ、地域の現状を知る機会をつくっていきたいと考えております。

乳幼児向け事業では、乳幼児親子を対象に子育て支援事業の「のびのび子育て教室」などを行い、親子で楽しくきずなを深めることのできる事業を行います。

テレビやインターネットなどのさまざまな情報メディアの発達を一因として、子供の読書離れが指摘されておりますが、図書室情報システムを活用し、学校図書室との連携事業な

どを通じ、子供たちがかけがえのない1冊の本と出会い、豊かな人間性と豊かな生き方を身につけるよう関係機関やボランティアグループなどと連携した読書活動の一層の振興を図ってまいります。

さらに、青少年の問題行動の未然防止活動については、社会教育の分野においても青少年問題協議会を軸に取り組んできたところであります。

今後も重要課題であり関係機関との情報交換を密にしながら、町民による見守りの「あいさつ運動」や不審者などに対する地域での監視体制として「子どもパトロール隊」、「子ども110番の家」などの活動を引き続き行います。

「地域の子どもは地域が守り育む」ことの大切さを多くの町民に理解していただき、「無理をせず自分に最もあった活動」を基本に、広く町民に参加してもらうための啓発活動にも努めてまいります。

次に、成人教育についてであります。

変動の激しい社会においては、各個人が自立した一人の人間として力強く生きていくため、また「人生の生き甲斐」を見出す一助となるよう、それぞれの生活環境に応じて、さまざまな場所や方法で学習を継続できる環境を整備することが重要と考えております。

また、人口の減少、少子化を背景に、高齢者が中心となり、ボランティア活動を初めとする社会活動に主体的、積極的に参加する環境づくりを推進いたします。

このことから、高齢者の組織的学習と学生自治会など交流の学びやである「いちい大学」や多様な学習ニーズに的確に対応した各種「成人講座」の開設、社会教育関係者やPTAの活動を高める研究大会の開催など、豊かな学習機会の確保に努めるとともに、学習情報の提供などを通して、生きがいや社会の連帯につながる積極的な学習活動を奨励し一層の充実を図ってまいります。

次に、家庭教育についてであります。

全ての教育の原点である家庭教育は、基本的な生活習慣や、人に対する思いやり、社会的なルール、学習に対する意欲や態度などの基礎を子供たちに育むものであり、極めて重要な役割を担っていることは言うまでもありません。

本町においての家庭教育は、その中心となる親が子供への教育を十分に行うための知識・技能と態度について学習する「社会教育」として捉え、親と子供の成長を社会全体が支えるという考えのもとに、学習機会や情報の提供など、これまでと同様に継続して行ってまいります。

次に、健康づくり、スポーツ活動についてであります。

誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康の保持・増進や体力の向上だけでなくストレス解消に重要な役割を果たすことは言うまでもありません。今後も事業や設備の充実を図ってまいります。

総合体育館を指定管理にして、5年が経過しました。年々、指定管理者であるNPO法人羽幌町体育協会は民間の柔軟な発想により新たなスポーツ教室の開催を積極的に行うな

ど、体育振興によい影響を与えており、今後の運営に大きな期待をしているところであります。

昨年度から実施しております、「コーディネーショントレーニング」などのスポーツ教室を、子供から高齢者までの健康増進、体力、運動能力の向上、また、地域住民に運動習慣の定着を図ることを目指し実施してまいります。

また、合宿誘致事業と連携し、文化・スポーツ技術の向上、振興を図るほか、全道規模のスポーツ大会開催への支援を行うなど、町民との交流機会の拡大にも期待をしているところであります。

施設、設備面では、町民スキー場が開設以来、15年を経過していることから、設備や備品関係が老朽化しており、事故防止を最優先に考え、設備の補修や圧雪車の更新などを行ってまいります。

さらに、スポーツ公園については、都市公園長寿命化計画の策定に取りかかります。今後は、この計画に基づき、随時、緊急性を考慮しながら整備してまいりたいと考えております。

次に、文化活動についてであります。

社会情勢が不安定な、今こそ芸術・文化に接することで心の豊かさを育み、未来に希望の持てる明るい社会をつくるときと考えます。

本町では、文化協会や個人の文化活動の場を提供するとともに「町民芸術祭」を初めとする発表の機会や相互交流を図り、より活発で自主的な活動への助長を図ってまいります。また、今後も高い水準の芸術・文化などをより多くの住民の方々に鑑賞していただく場として、文化公演を継続して開催し、展示機会の充実についても道立近代美術館を初め、他市町村で開催される作品展や舞台芸術の鑑賞など、地域間の文化交流も進めてまいります。

さらに、今年度から、本町にゆかりのある著名な書道家の「中野北溟」氏より作品を提供していただくことになり、これらの文化的に貴重な作品の常設展示を行ってまいります。

姉妹都市石川県内灘町、友好町村富山県南砺市たいら地域との文化・スポーツ交流も引き続き継続してまいります。

今年度は、内灘町の「ミニバスケットボール」の子供たちがスポーツ・文化交流事業として、来町される予定であります。

社会教育は、生活のあらゆる機会と場所で行われる各種の学習や体育・スポーツ活動、芸術・文化活動であり、自発的に自己の充実や生きがいを目指して行われるものであります。

昨年度から新たにスタートいたしました「第6次羽幌町総合振興計画」に基づき、「誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち」を目指し、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができ、「楽しみ」や「生きがい」を求めることで、その成果が地域のまちづくりに生かされるよう継続的、発展的な事業の推進と支援に努めてまいります。

以上、平成25年度の羽幌町教育行政執行方針を申し上げます。その執行に当たりま

しては、各関係機関・団体などと密接な連携を図りながら、本町教育の振興発展に努めてまいります。

議員各位を初め町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これで執行方針を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時27分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（室田憲作君） 日程第6、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

順序は次のとおりです。3番、小寺光一君、2番、金木直文君、以上2名であります。

最初に、3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 中心市街地への今後の対応と取り組みについて。

昨年6月定例会の行政報告でも触れられていましたが、町民の多くが心配しているのがハートタウンはぼろの空き店舗で、テナントがいまだに新しい店舗が決まらない状態であると聞いています。また、営林署跡地については、幾度となく議会の一般質問や委員会で取り上げられてきましたが、しかし約10年間進展がなく、今回初めて町長の町政執行方針の中で触れられていたので、私は今年度に進展があるものと考えています。

羽幌町は、平成13年度に中心市街地活性化基本計画とタウンマネジメント構想を作成しました。翌平成14年5月には中心市街地活性化のマネジメント機能を担うTMO株式会社ハートタウンはぼろが設立され、平成17年6月に商業複合施設ハートタウンはぼろがオープンされ、今年で8年がたとうとしています。また、平成20年度に羽幌町は羽幌町都市計画マスタープランを作成しました。町政執行方針の中で営林署跡地の利用策とハートタウンはぼろへの支援について記載されていましたが、行政が単に個別の案件として扱うのではなく、それはまちづくりの計画全体にかかわる重大な課題であると私は認識しています。まちづくりの計画全体については、計画をつくるだけでなく、確実に進めていくことも必要だが、時勢に合った見直しも含めて行っていくことも必要だと思えます。平成25年度の町政を執行するに当たり、町民に対して正確な情報の提供をすることと住民に理解を得るために十分な説明を改めて行うことが不可欠だと私は考えます。そこで、次のとおり質問します。

1、過去に議会の一般質問や委員会等で幾度となく取り上げられた課題であるが、今年度初めて執行方針の中で営林署跡地の利用策についてその方向性を示すと言及されました。

営林署跡地の取得の目的と経緯は、また今年度どのような方法で方向性を示し、それを各計画や構想とつなげて取り組んでいくのか。

2、ハートタウンはぼろにできる限りの支援をしながら、今後の対策について協議しているとのことだが、現状はどのような支援をし、今後どのような支援をしていくのか。また、ハートタウンはぼろ内の空きテナントの対策だけではなく、本来の目的でもある中心市街地のにぎわいの創出や空き店舗対策等のまちづくりに対しての協議も行うべきと考えるが、どうか。

3、TMO株式会社ハートタウンはぼろは、羽幌町のまちづくりの計画に対してどのような役割を担っていると考えなのか。また、行政は資本金の3分の1を出資しているが、筆頭株主としてどのような形でかかわっているのか。現在までに町民が行政を通してこのTMOの計画に対してどのくらい費用負担をしてきたのか。また、建設等にも多額の補助をしてきた町、道、国の補助状況は。

4、営林署跡地の利用策やハートタウンはぼろへの支援についてそれぞれ担当課で分かれて検討していると思われる。まちづくりという大きな目的の上で計画を実行していくために活用などは庁内での調整や検討を十分に行うことが必要であり、また時には時代や時勢に合った方向転換も必要と考えます。まちづくりに対する今後の方向性や取り組みをどう考えているのか。

以上です。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 小寺議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の営林署跡地の取得目的、経緯及び方向性についてであります。ここに事務所を有しておりました旧羽幌営林署が平成13年8月に留萌北部森林管理署へ統合されたことに伴い、本庁舎及び用地が遊休施設となったところでありました。このために本用地については町の中心部に位置しており、将来のまちづくりにおいて必要性が高く、中心市街地活性化事業を計画するに当たって活用すべきものと位置づけをし、平成15年4月に取得したところであります。

今後の方向性につきましては、都市計画マスタープランや総合振興計画を策定するに当たって行いました町民アンケート調査や計画作成に係る委員会などにおいて町民各位から多くの意見を聞き取ることができましたので、これまでの経過を踏まえつつ、それらの意見をもとに方向性をまとめ、お示ししたいと考えております。

2点目のハートタウンはぼろへの支援やまちづくりに対する協議についてであります。平成24年6月にキーテナントが退去し、この問題の重要性から6月定例会において町として後継テナントが早く見付き、また中心市街地がこれまで以上ににぎわうよう最大限の努力を行う旨の行政報告をいたしました。今日までの間テナント入居交渉に際し、ハートタウン役員とともに私自身が感触の良好な道内の大手スーパー、また地場の大手スーパーに対しても誘致活動を行ってまいりました。しかしながら、羽幌町を中心とした中部3

町村をエリアとする商圈では現状の出店状況からおおむね商圈をカバーしており、新規入店による売り上げ確保が難しいとの判断が交渉先から示され、なかなか局面を開きにくい状況となっております。

ご質問の今後どのような支援をしていくのかとのことですが、会社サイドとしても生鮮スーパーにこだわらず、他の業種と交渉も行っており、いずれにしても早期に空きテナントが解消され、経営が軌道に乗るよう町としても最大限の努力をしてみたいと考えております。

また、まちづくりに対する協議も行うべきとのことですが、人を呼び寄せるにぎわいのもととなる魅力的なサービス事業と環境整備を展開していく必要があると考えておりますが、町全体としてなかなか打開策が見出せない状況にあります。ハートタウンはぼろは、タウンマネジメント機関と位置づけられており、協議の必要性については十分承知しておりますが、現状では空きテナント対策を喫緊の課題として活動しているところでありますので、なかなかにぎわいの創出や空き店舗対策の協議はできていない状況であります。総合振興計画でもそれらをうたっているところでもありますし、町としても空き店舗対策や企業誘致に係る支援体制を整備し、今後積極的に協議をしてみたいと考えております。

3点目のTMOの役割や筆頭株主としてのかかわり等についてですが、2点目のご質問でもお答えをいたしました。TMOは商店街、行政、住民、その他事業者等の地域を構成するさまざまな主体が参加し、広範な問題を抱える町の運営を横断的、総合的にプロデュースし、中心市街地活性化と維持に主体的に取り組む機関でありますので、中心市街地活性化計画及びタウンマネジメント計画等においてはまさに中心的な役割を担っているものと理解しており、今回の総合振興計画においても明確な位置づけはしていませんが、役割自体は変わらないものと考えております。

筆頭株主としてのかかわりにつきましては、2点目の答弁と重複いたしますが、ハートタウンはぼろはまちづくりに重要な役割を担うとして会社設立資金を出資していることから、行政としては積極的に現状打開のため一緒に取り組んでいる状況にあります。経営につきましては、以前にもお話ししましたが、経営ノウハウを有している企業経営者から成る役員の方々に委ねている状況にあります。また、費用負担と補助の状況につきましては、建設費として国庫補助金2億10万5,000円、道補助金1億1,098万500円、町補助金1億1,488万500円を補助しており、他に出資金が2,000万円となっております。その他行政サービスコーナーのテナント料についても支出しております。

4点目の今後のまちづくりに対する方向性や取り組みについてですが、昨年からはスタートいたしました総合振興計画ほっとプランに掲げる取り組みを基本に、国の政策や町の現状を把握し、その時代に見合った事業を進めていく必要があります。先ほどの執行方針でも述べさせていただきましたが、課題の解決に当たっては産業の維持、成長により地域に活力が生まれ、福祉が充実するように総体的に取り組むべきものと認識しており、

25年度予算においても振興計画に掲げる課題の解消に向け、産業振興にかかわる水道料金助成や雇用機会の拡充などに新たに取り組むことによって企業の育成や定住促進を図り、地域の活力を高めていくものとしております。しかし、これらを円滑に進めるには役場庁内の連携や調整はもちろんのこと、議員各位及び町民皆様のご理解やご協力が不可欠であります。役場庁内では、現在各部門が抱える課題の情報を共有しつつ検討の場を設けるなど横断的に取り組むよう努めており、検討した方向性につきましては議会や関係機関等に早い段階でお示ししたいと考えております。また、町民の皆様に対しましてもホームページや新聞等を活用しながら、迅速かつ正確な情報の提供に努め、町政懇談会の開催や事業説明会を必要に応じて行うなどして理解を深めております。以上のことから、今後の取り組みにつきましてもほっとプランを基本とし、その時代の流れを見きわめつつ、事業の必要度や緊急性を考慮し、議会との協議を踏まえ、町民皆様への説明責任を果たしながら、事業に取り組んでまいります。

以上、小寺議員への答弁とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） それでは、再質問させていただきます。

まずは営林署跡地の利用についてです。平成15年度、土地、建物を取得したということですが、ちょうど10年がたちました。この段階まで約10年間幾度となく委員会や議会の中でテーマとして取り上げられてきたのですけれども、検討しているという段階で10年が過ぎたのですけれども、その10年かかった理由といたしますか、をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 確かに10年というよりも15年に売買契約をしてから、そして18年7月に解体をして、更地の状況になりました。その間契約上での解体条件というものについていたわけでありまして、いろんな条件の中で18年7月に解体して、それからのプランということになったわけでありましてけれども、非常に今思いますと18年、更地になった後から議会質問だとか今後の空き地のプランということでさまざまな質問を受けられました。その間、ご承知の方ご存じかというふうに思いますけれども、小泉内閣ができ上がって、三位一体改革、いわゆる骨太の方針第3弾ということで、非常に財政的に不安定な時代に入ってきたということもございます。また、ハードの部分では天売小中学校が改築されてもおります。さまざまな状況があったわけでありましてけれども、また道路1本挟んだ先に法務局の建物、あれも遊休施設としていろんな課題になっていたということもございます。さまざまな状況の中で、我々としても指摘されながら、中心市街地の活性化ということも含めた整備ということも含めて内部的には検討を重ねてまいりました。しかしながら、打開策と申しますか、その質疑になった中で見出せないできていたということもございます。現状振り返るのであれば弁解にしか聞こえないのかもしれないけれども

も、その中にはやはり自立プランということも含めたいいわゆる町の財政立て直しということの取り組みもございました。また、合併論議の取り組みもございました。そういったさまざまな財政条件も含めた中での行政としてその取り組みに手をつけられずにいたということであるというふうに私自身は現在振り返るのであればそのように思っております。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 10年以上もかかって、今回方向性を出すということですが、私も自分自身でそれなりに過去を振り返った時点で、いろいろな議事録等を読んだ中で、平成18年にはもう住宅建設がいいのではないかという当時の助役の発言もありますし、今回も住民のアンケートや意見を取り入れながらということですが、平成20年には住民委員会ですとか都市計画審議会で、委員会では公園として利用することが望ましいという意見が大半を占めていたと。でも、町としては町なかに住居をふやすことを目的にするほうがいいのだと。民間の業者を含めた中で住宅建設に活用したいと、分譲とか売却も含めてという住宅ということで押していった経緯があると思います。また、平成22年の一般質問では、町としては公営の住宅の建設は難しいという結構大きなもう方針が出てきているのかなという中で、あえて住民の意見もありますし、町の意見もある程度固まっている中でどういう方針を出していくのかなと。その中で、町民の意見をと、聞き取り調査でそれぞれの計画を作成する委員会で決めていくということなのですが、その中に今までの経緯というのが議会でのやりとりなのかそれはどうか分からないのですが、今後また議会を含めた中でそういう協議の場というのを設ける予定はありますか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） これからの進め方として、担当部署が今ありますので、そこである程度進め方というところでまとめていきたいというふうに思いますけれども、やはりこの時点まで来て、さまざまな町民の方々からの要望というか、いろんな形で整理されつつあります。ただ、それは一定の参考資料ということで、これからの方向性を決めていく中での資料となるものであります。そういったところでは、いわゆる議会にかかるのかということでもありますけれども、やはり立場からいまして非常に重要な役割でもありますし、一緒にこの方向性を定めていく形になろうかというふうに思います。また、今の段階では担当部署の中での今後の進め方ということで話し合っているところでもあります。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） ちょっと自分の中ではわからないのですが、議会と話し合う場を持つということよろしいですか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 議会と話し合う場ということよりも議会と話し合う場が必ずでき上がるということでありまして、最終的には議会等を見捨て、存在しないままに物事が進むということにはなりません。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 町にとっても大事な土地でありますし、今後さまざまな市街地の計画も含めて大事な案件でもありますので、町民のアンケート調査とかとても重要だと思いますけれども、ぜひ議会とともによい方向にいくような進め方を行っていただきたいと思っています。

続いてですが、ハートタウンはぼろについての支援についてです。今回の町長の方針の中にもありましたけれども、積極的な支援をしていくということでありました。これもまた中心市街地、先ほどの営林署とかかわってもくるのかなというふうに思っていますけれども、とても大事な案件になっています。

まず、1つ目確認したいのが株式会社ハートタウンはぼろというのは、第三セクターではあるのですけれども、民営ということによろしいですか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） ハートタウンはぼろ自体は、羽幌町が3分の1を出資している第三セクターという位置づけであります。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 第三セクターというのはもちろん認識はしているのですけれども、第一、第二、第三というくくりの中では民、あくまでも民の会社であるという認識で話をしたいと思ったので、確認しました。経営に関しては、完全な株式会社ですので、その中で経営の方針ですとかさまざまな役割を果たしていくのですけれども、その中で第三セクターということで町が深くかかわったほうがいいのではないかという議論も多くあると思うのですけれども、現在の中では経営に関してはあくまでも任せているということであっています。今後今の段階で経営に入るのかどうかかわからないのですけれども、町のスタンスとしてその会社に対して具体的に入っていくような計画はありますか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） 現在空きテナントのまま1年を経過しようとしているという状況でありますから、そういう意味では大変会社の経営自体も厳しいものというふうに判断をしております。今後のその支援の方法ですが、まだ会社サイドから具体的な支援の要請というものはありませんけれども、何らかの支援をするに当たっては手だてが町としても必要になってくるかなというふうに考えております。いずれにしましても、現在会社が経営している経営状況という状況を把握しなければ町としても判断できないという状況もありますので、そういう段階で進めていきたいというふうに考えています。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） それでは、町は現在の経営状況を今完全に把握しているということによろしいですか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） 今回ハートタウンはぼろを町として支援するに当たりまして、当然支援をするという方向性に当たりまして町としてその経営状況がわからなければ支援

の方策も立てられませんので、そういう意味では町独自として経営診断等を実施をしているところでもあります。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 先ほどの話でいうと、具体的な支援の要請はないけれども、町として支援をすると決めたので、経営診断をしたと。具体的な支援の要請は正式な形では来ていないという段階でしょうか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） 具体的なという部分については、ご指摘のとおりまだ来ておりません。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 最初の質問に戻るのですけれども、あくまでも民の会社であって、民の会社が町に具体的にこういう支援をしてほしいというのがないけれども、支援をするのだというのがちょっと私的には理解できません。普通の会社にももし支援の要請もないときに町が勝手にと言ったらおかしいですけれども、支援をするのだといって町のお金を使って、経営診断というのはきっと経営の、具体的にはちょっと僕もわからないのですけれども、今どういうふうにその会社が運営していった、この先どうなっていくのかという診断だと思うのですけれども、それは民である会社に対して要請がないのに町のお金を使ってそういう診断をするということは正しいのでしょうか。正しいというか、具体的な民とのかかわりの中でそれはちょっと自分としては納得いかないの、その辺を説明していただきたいと。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） ハートタウンの事業そのものは、当然国の中心市街地活性化法に基づきまして制度的に補助金が入っています。それについては、国の補助金ですとか道の補助金、町の補助金も入っていますし、例えばその事業が経営的にうまくいかなるといろいろな補助金の返還問題等も発生する可能性というのがありますので、そういう意味では現状をどう把握するかというのは町の重大な責務かなというふうに思っています。

今後の支援の方策という部分については、当然会社が例えば何らかの判断をして支援を要請するに当たっては、その会社の経営責任ですとかいろんなものを判断した上で町がどう支援をしていくかというのは今後の展開になるかというふうに思っています。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 町長にもう一度お伺いします。具体的な支援の要請はなかったけれども、町長は一緒にテナント探しのために道内の大手スーパーや地場の大手スーパーに対しても勧誘活動を行ったと。これは、要請があったから一緒に行かれたのですか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 先ほどから民の会社、民の会社という言われ方されておりますけれども、第三セクターの会社でありまして、資本の中でも町がかかわりを持っております。

そういった意味では、町のかかわりの大きい会社というふうな理解をしていただければ、要請があった、ないにしろ私の力が及ぶのであれば一緒になって行動しましょうということとで企業を回って歩いたということでございます。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） ちょっと話を整理ではないのですけれども、今までの議事録を確認した中で経営は民ですと、会社も株式会社で民ですと。だけれども、第三セクターですと。町にとって第三セクターというのはどういう位置づけでいるのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 何かしら民というのと第三セクターというところがかみ合っていないようだけれども、第三セクターの会社であることには違いありません。というのは、いわゆる公の資本が入っているという、公と一緒にやっていくという形であります。ということで、我々がいわゆる今の状況の中で支援というか、金銭的な支援、物資、いろんな支援の仕方ありますけれども、その中で今の現状を打開するためにいろいろ協力体制を組みながら動いていると。私個人もそういった意味では企業回りをしているということとであります。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） ということは、第三セクターだから支援をしていくのだと。特に町長も一緒に企業回りをするのだと。例えば普通の民間の会社にも同じような支援をしていくという解釈でよろしいですか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） ハートタウンの事業の町のかかわりについては、先ほど町長が説明したとおりであります。あと、民間企業の関係について、では町長が、町がというか、そういうような支援をするかということですが、個々具体的にはそういうことにはならないかと思えます。ただ、行政としてできる範囲で例えば金融支援ですとか、あるいは現行今改正しようとしている融資制度の拡充ですとか、そういうような中で対応していければというふうに考えております。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） この第三セクターという方式、自分としては単純に資本の中の3分の1以上が地方公共団体が出資していた段階で第三セクターというくくりであると思うのです。その中で、運営に関しては任せているという形で言っているのです。その辺の支援のあり方とかも含めて普通の民と公と第三セクターと、そのかかわりを町がどういうふうにかかわる、その時々でかかわり方が違ってくるといような認識になっていたものですから質問しました。ここが全国的にも第三セクターの扱い方というのでとても問題になっていまして、今国のほうでも第三セクター等抜本的改革等に関する指針というものを出し、平成21年から25年までの時限措置として第三セクター等改革推進債というものの活用をどんどんしてくださいと。それで、どんどん中で改革をしてくださいということ

で国のほうからも出ていると思います。全国的に見ると本当に今年25年度でそれが終わりますので、たくさんの団体がそこに応募というか、審査等をしていると思うのですが、羽幌町はこの第三セクターの改革推進債というのを活用する計画はありますか。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時01分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） ご指摘の第三セクターの改革推進債というものは、私の記憶の範囲ですと例えば第三セクターで土地改良事業だとか公社だとかが塩漬けの土地を持っていたりして負債が相当額ある場合にそういう起債でそれを充当することによって軽減化を図るとか、そういうような形で進められている事業かなというふうに判断しています。今回のハートタウンの関係につきましては、そういうような負債がどうこうというレベルではありませんので、当然対象にはならないというふうに考えております。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 負債そのものはない、今のところ町は負債はないということで、一応確認なのですが、羽幌町は株式会社ハートタウンはぼろに債務保証ということはしていますか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） 町として債務保証というものはしておりません。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 債務保証は、民間の金融会社に借金をする場合に地方公共団体が保証に入るということで、その債務保証に入ったから大変だ、第三セクターもたくさんあると思うのですが、ハートタウンはぼろについては債務保証はしていないと。ただ、先ほどの答弁もあったとおり補助金の返済にかかわることも出てくると、もし最悪の場合返済ができない場合そういう場合も考えられます。もし補助金を返済しなければいけないというのは、どういう場合に補助金を返済しなければいけないのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） 今回のハートタウンの建物には総務省のテナントミックス事業という補助と、それと国土交通省の優良建築物の補助が入っております。テナントミックス事業というのは、中心市街地活性化法に基づくものでありまして、テナントを建物の中に集積をすることで機能向上を図るという形になりますので、そういう意味では今回の例えば空きテナント、あるいはテナントが埋まらずにテナントの集合体としてなり得ないという形になれば、当然補助金の返還という可能性も出てくるかなというふうに思ってお

ります。

建物自体に補助のある優良建築物の関係につきましても、その機能が有していれば例えば商業施設で仮になくなったとしても補助金の返還という問題は起きないかなというふうに考えております。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） もしテナントミックスという形での機能が損なわれた場合、それがハートタウンはぼろが返済できない場合、町が返済する義務もあるということで認識しています。ぜひ今後第三セクター、民、いろいろあると思うのですけれども、町が2,000万というお金、建設費もほかにはあるのですけれども、3分の1の責任を持って充当しているわけですから、自分は3分の1以上のまちづくりに対しての責任は十分あると思います。この事業は、町の中に中心市街地をにぎわわせるという大きな目標のもと行った町も大きくかかわっている、本当に長期計画ですとかいろんな計画にかかわっている重要なものであります。一つの建物とか経営だけではなくて、まちづくり全体にかかわる本当に大きな問題であると思います。3分の1お金を入れたから、幾ら建設費を補助したからというだけではなくて、町も本当にまちづくりの責任を持って対応していただきたいというふうに思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 今議員がおっしゃったこと、全くそのとおりだというふうに思います。思い起こすと、たしか会社立ち上がりまでの2年間シンポジウムだとかワークショップだとか住民の方々を中心にしたさまざまな集まりの中で中心市街地活性化事業という位置づけがなされていきました。その中ででき上がった三セクの会社であります。そういった意味では、本来のTMOの会社そのもののあるべき姿というのもまちづくりという大きな命題があります。そういったところでは、今議員が言われたとおりに出資金だけの問題ではないという、全くそのとおりだというふうに理解しております。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 今町が経営の状態、第三セクターの経営の状態を把握しているということで伺いました。今私自身はどういう状態かはわかりません。見た目というか、1階のテナントが入っていないとかあそこのにぎわいはないとか、そういう面では判断はできませんが、町のほうとしては把握していると思います。ぜひもう具体的にどんどん動いていただいて、その動きを町民、議会も含めてどういう形でみんなに協力を仰ぐ、町だけが頑張るのではなく、一つの会社が頑張るのではなくて、町民全体が今の状況を把握して、どういうふうにしていったらいいかというふうな話し合いも含めて具体的にどんどん進めていっていただきたいと思います。

先ほどの営林署の跡地の問題も含めてですけれども、中心市街地という大きなくりの中では本当に重要な2つの問題です。いろいろな財政的な面でも難しい面もあるかと思えますけれども、本当に早急に対策を立てて進めていっていただきたいというふうに考えて

いますので、ぜひ積極的という言葉がありました、どんどん進めていってほしいと思います。

以上です。

○議長（室田憲作君） 答弁は。

○3番（小寺光一君） 答弁はいいです。

○議長（室田憲作君） 質問は以上ですか。

○3番（小寺光一君） はい。

○議長（室田憲作君） これで3番、小寺光一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時25分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、私からは、大きく2つのテーマでお聞きをしたいと思います。

まず、1つ目、保育園の民営化方針についてであります。町は、先般2月5日開催の文教厚生常任委員会で就学前子育て支援審議会からの答申を受けて策定した羽幌保育園民営化方針を示し、羽幌町には現在2カ所の私立幼稚園がある。これまでの幼稚園教育の実績を踏まえた上で、双方が幼保連携型認定こども園の認可を受け、幼児保育を含めた教育をしていただくことが町にとって最良の方法と考えるとして民営化移行への大まかなスケジュールが説明されました。民営化移行先の一つと考えられている町内のまき幼稚園を設置運営する学校法人泉学園からは、既に認定こども園建設計画が提出されており、町は安心こども基金を活用して建設するためには時間的余裕がないと判断し、昨年6月定例会に建設のための補正予算案を上程しましたが、議会はこれを否決しました。このときに反対討論を行った私は、保育事業のあり方についてさまざまな意見がある中で、泉学園による建設計画はまだ広く町民の理解は得られていないと判断して反対を表明しました。今回示された民営化方針についてもこのままでは納得しがたく、泉学園からの建設計画ともかかわって以下質問をいたします。

まず、1つ目、昨年10月9日開催の文教厚生常任委員会で、町内の2つの幼稚園は宗教に関係したところであり、公平中立が保たれるのかを問われたのに対し、担当課からは宗教法人ではなくあくまで学校法人なので、中立公平だと考えていると回答しています。町内2幼稚園が正式に学校法人の設立申請手続、認可を受けたのはいつでしょうか。

2つ目、民間による認定こども園設置は、あくまで事業者が自主的に判断をして申請を行うもので、町の計画や町からの依頼によってなされるものではないと考えますが、泉学

園からの建設計画が提出された経緯や藤幼稚園への働きかけは適切なものと言えるのでしょうか。

3つ目、民営化方針、審議会答申では将来の少子化、施設の共倒れが声高に述べられています。添付の就学前児童数などの資料を見ると児童数全体は減少しているものの保育所入所と幼稚園就園児童の合計数は増加しています。今こそ子供を産み育てやすいまちづくりを強めて、今後も就学前児童施設の利用者がふえていくよう取り組むべきであり、入所、入園の選択肢を狭めて民営化を急ぐ理由はないと考えます。保育園民営化方針の凍結、撤回は考えられないのでしょうか。

次に、大きな2つ目のテーマです。建設工事の発注方法について伺います。泉学園が計画している建設予定地は、以前に土木建築業者のあった土地で、町はこの建築業者が事業停止することとなる直前の平成21年4月に町への滞納があるにもかかわらず道路改良の公共工事1,105万円を発注し、工事支払い代金から滞納分を差し引き決済したと聞いています。こうしたやり方は、入札に関する条例や規則等からして適切と言えるのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 金木議員のご質問1件目、保育園民営化方針についてお答えをいたします。

確認の意味となりますが、議員のご発言にございます昨年6月定例会における学校法人泉学園への補助金の補正予算案につきましては、泉学園から幼稚園舎の改修にあわせて国の政策に基づき認定こども園の整備計画書が提出されたことにより上程したものであり、町立保育園の民営化とは異なるものであります。

1点目の町内2幼稚園が正式に学校法人の設立申請手続、認可を受けたのはいつかとのことでありますが、学校法人のうち私立幼稚園の設立申請手続及び認可につきましては北海道の認可であります。2カ所の幼稚園の学校法人としての設立は、羽幌町史及び施設のホームページによりますと泉学園が昭和56年3月、藤幼稚園が昭和57年4月と記録されております。

2点目の泉学園からの建設計画が提出された経緯や藤幼稚園への働きかけは適切なものかとのことでありますが、泉学園からは児童を取り巻く環境が大きく変化し、教育、保育へのニーズが多様化かつ増大していることに対応するため、一昨年の12月に認定こども園の開設予定に係る支援要望が町に出されました。しかし、町立保育園のあり方に係る議論の中で町の結論が出るには時間を要するとの判断から、昨年の5月に幼保連携型認定こども園の整備計画書が事業者の自主的な判断により提出されたものであります。また、藤幼稚園に対しては、認定こども園の移行について現時点における考えをお聞きしたものであり、働きかけは行っておりません。

3点目の保育園の民営化方針の凍結、撤回は考えられないかとのことでありますが、保

育園民営化方針は保育園を取り巻く社会的状況や就学前児童の将来人口の推移等を踏まえて検討するとともに、羽幌町就学前子育て支援審議会の答申並びに保護者の意見を尊重し、今後の国が向かう方向性を鑑み策定したものでありますことから、町としての方針を変更する考えはございません。子供の最善の利益の実現を目指すため、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期である就学前の子供たちに親の就労の有無にかかわらず平等な教育と保育が受けられる環境を整備し、希望する全ての子供に対し質の高い幼児教育を保障することが町としての責務であり、目的達成に向け鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、ご質問2件目、建設工事の発注方法についてお答えをいたしますが、本件は平成21年度に発注の南1丁目仲通り道路改良工事に関してのことと思います。初めに、工事の発注に関し適切かとのこと指摘がありますが、この工事は他の発注工事と何ら変わりなく、羽幌町契約規則に基づく競争入札参加資格者による指名競争入札の手続を経て発注が行われ、工事自体も工期内に竣工し、完成検査も行われております。このことから工事の執行に関しては支障があった事実はなく、手続も適正に執行されたものであります。

次に、工事支払い代金から滞納分を差し引き決済したと聞いているとのことですが、このことについては法律の規定に基づき適正に執行されたものであります。

以上の2点については別々の事柄であり、それぞれ適正に執行されたものであります。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、再質問をさせていただきます。

私今回この一般質問でこういうテーマで質問をすることに非常に悩みました。一体質問していい問題なのかどうかということも含めてであります。しかし、町でいろんな声を聞く中で、やはりこういった問題は議会の場できちんとたどすべき問題であると。また、一議員としてその責務を果たすためにもぜひともここでは明らかにして、疑問に対しては投げかけて、それに町長が真剣に答えていただくという場がやっぱりどうしても必要だろうということで判断をして質問させていただきました。先ごろ町のほうでは保育園の民営化方針、こういう冊子ができ上がりまして、委員会にも説明をされました。町の方針がここまででき上がっていて、一体議会側がいつまで抵抗するのかというふうに見られているという声も聞いています。けれども、私は議員の立場として疑問に思うことはストレートに投げかけて、やはりそういった活動をするのが議員の立場だということを再度改めて引き締めて臨んでいるわけであります。

まず、答弁の冒頭に確認の意味となりますがということでお断りになって、泉学園からの認定こども園整備計画は町立保育園の民営化とは異なるもの、あえて確認の意味で述べられているその真意を述べていただきたいと思います。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） お答えいたします。

去る6月の議会の中だと思うのですが、去年の6月なのだと思います。その中で金木議員のご質問だと思ったのですが、その中では町の公営化とは別にということでお話があったと思っております。それで、一応今回前の経緯の部分をはっきりさせておかなければ、間違えた形でその中で公営というのが入っているという意識をされると難しいので、一度答える前に公営化の話とは別にということで再度答弁の前に前置きさせていただきました。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今の答弁はちょっとどうなのでしょう。私が聞いたのは、町がこの間審議会の答申を受けて民営化の方針を練り上げていったことと、それから泉学園が建設計画を提出してきたこととはこれは別の問題ですよという意味で述べられているわけではないですか。公営かどうかというのが何かそういう課長の答弁ですが、ちょっと理解できなかったのですが、もう一度お願いいたします。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） 6月の時点で、町長の答弁の中にも入ってきますけれども、去年の6月の時点の泉学園の申請につきましては、町が保育園を公営でやる、民営化をする、そのどちらの方向を決めるという形ではなくて、泉学園が認定こども園をするということを、実施するということを認定こども園の要請という形で出てきたもので、町の民営化、公営化にはかかわるものではないということを一応整理するつもりで前段に述べさせてもらったものでございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 私の理解したとおりでいいのかなということで次に進みますが、時間が限られていますから、一番私がこの間気になって聞きたかったことを先にお聞きをしたいと思います。大きな2番目の契約、決済に絡んでの問題であります。答弁では適正に執行されたという表現が3回ほど出ていのでしょうか。適正だ、適正だとばかり言っていて、その根拠となる文面が見当たりません。その羽幌町の工事の手續、発注の手續、特に参加資格要件で納税状況、町税の滞納状況はどのように規定されているのか、まずそこから説明していただきたいと思います。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） お答えいたします。

当町の入札の手續制度ということでございますが、まず一般競争入札、指名競争入札等ございますけれども、今回の場合は指名競争入札ということでございます。当町の場合指名競争入札につきましては、2年に1度地方自治法施行令にのっとりまして資格審査というものを出示していただきます。その中で入札参加資格というものを審査して、資格を与えるということで、資格業者というものが決定されます。その資格業者というのが名簿に登載されるというようなものになっております。それもそういう中で指名に当たりましては、

工事の価格ですとか予定価格ですとかそういうものから格付というものがありまして、A、Bの格付がありまして、それに対応するものを指名しなければならないという決まりがございます。そういう中で指名業者が選定されるということになっております。

まず、先ほど言いました町税の滞納等でございますが、この制度の中では2年に1遍の資格審査のときに一般的には国税の証明をつけていただくということになっております。町内業者に限っては町税の納税証明というものを、法人町民税の納税証明というものをつけていただくということで、一応これは経営の状況の審査の一つの指標としてつけていただくということにしております。ただ、この部分は、この納税証明等の部分については規則等にうたわれているものではなく、添付資料として町が求めているものでございます。いずれにいたしましても、そういう形で2年に1遍の資格審査基準がございまして、それを資格として与えるということになっております。その中からランク基準に該当するものを指名するということになっております。

以上でございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） つまりそういう資料も必要になっているということだと思いますが、それで私がお聞きした案件については、この受注業者については町税等の滞納はあったというのは事実ですか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） 先ほど申しました資格審査でございますが、これは平成21年、22年度の審査ということで、21年の2月に資格審査申請を受けているものでございます。その中の法人町民税の部分がこの業者ですか、ついておりますが、その中では納税証明は滞納額ゼロということで記載をされておりました。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今法人町民税というふうに答弁されましたけれども、ほかの町へ支払う義務のある部分ではどうなのでしょう。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） 先ほども申しましたけれども、これは資格審査の一参考資料ということで徴収しているものでありまして、法人町民税を一参考資料としていただいているということでありますので、ほかの部分については調査をしておりません。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） どうもちょっとしっくりいきませんが、このときの工事の決済の状況について詳しく知っている人からお聞きすると、債権差し押さえがあったと。工事支払い代金からその差し押さえ分を差し引いて決済もしているのだというふうに指摘をする人もいるのですが、そういった事実はどうなのでしょう。もししてあるのであればやはり何らかの滞納があったということになると思いますが、いかがですか。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） お答えします。

滞納分ということでの議員ご質問の中での文言ございますけれども、いろんな案件がございますけれども、個別の案件についての滞納があるとか、それから差し押さえどうのこのということはちょっと控えさせてもらいますけれども、ごく一般論として羽幌町が支払う債務というものがあまして、それについて羽幌町が債権を持っているのであれば、それは法律にのっとりた形でいろんな処分をして差し引きをするという形になってございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） この工事は21年の7月の入札だったと。21年に資格審査の受け付けをして、その時点でもう既に債権を差し押さえなければならぬような状況になっていたとすれば、個別の案件ではこれ以上は言えないと言っていますけれども、やっぱりここが一番重要なところといたしますか、私は21年当時のどんな募集をしたかはちょっと資料はなくてわかりませんでしたけれども、奇数年ですから、ちょうど今平成25年、今募集をしていますか、もう締め切ったですか、羽幌町告示で25年度、26年度についての一般入札、指名競争入札に関しての告示が今発表になっています。この中では、羽幌町において営業を営むものについては町税証明書及び建設水道課備えつけの云々とありますけれども、恐らく21年当時もこのような規定だったのだらうと思います。ちまたでよく言われているのは、町への滞納状況がありながら、そこに発注したと。そして、その決済の仕方もきちんと一旦は支払われるべき工事代金を普通であればまずは支払うと。支払った後で納付書か何かで改めて滞納があれば押さえてもらおうとすべきところを一緒にたに、一遍に差し引いてしまっているというふうに指摘もされているのですが、その点についてもいかがですか。個別の案件だからということなののでしょうか。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 先ほども申し上げましたとおり、ごく一般論では羽幌町が払う債務があった場合、法的にそれは差し押さえ可能となっておりますので、一旦支払って、後で納めるということであれば債権の確保につながりませんので、それは法律にのっとりてしっかりやっているということでございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） そういう担当課の回答でありますから、ではそういうことが一般的に行われているということよろしいですか。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） そのとおりでございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） これ以上押し問答していてもあれですが、民間の事業者さんのあった土地を民間の方が買われて、そして何かに使うというのであれば私は何にも問題にはするわけではないのですが、この土地が多額の公費が伴う認定こども園をつくらうという

土地に使われるということであれば、やはり不透明な部分は透明にさせていただきたいという思いでこの部分を質問をさせていただきました。個別の案件なのでというふうに言われますと、この場ではもうこれ以上どうしようもないのかなという気もいたしますが、何か別の形でこうした工事の手續なり、決済の仕方なりをきちんと明らかに私はずべきだと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時51分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設水道課長、山口芳徳君。

○建設水道課長（山口芳徳君） その経緯についてということでございますが、先ほどから申し上げておりますけれども、まず工事の部分に限定いたしますとこれ指名で契約したのが4月でございます。4月の入札日が22日ということでございますが、その前に指名を決定をしております。これが13日なのですが、この時点で先ほど申し上げました資格審査というのは2月の時点の書類でございまして、それで先ほど言いましたように一添付資料なのですが、町税の証明書をつけなさいということであります。この部分についても法人町民税の滞納がないという部分の証明書がついておりまして、その部分で資格が与えられています。この部分については、いろいろな部分がありまして、必ずしも町税全部ということで過去からの経緯の中で法人町民税だけ出してくる業者と、それから全部の滞納がないものの証明というくくったもので出してくる業者とまちまちございました。そういう中で、この当時の部分はそれで制度としてよいということで審査基準にしておりました。先ほど議員おっしゃいました今年の2月までの納税の部分につきましては、過去からの経緯でそういうものがもろもろありましたので、今回についてはその辺を改正しまして、まちまちに捉えられないようにということで、全体のものがわかるような書類ということで改正をしております。ですから、この21年当時については、この業者だけでなく半数以上の業者が法人町民税の部分で出している実態がございました。そういう中で、今取り沙汰されているこの業者が過去からずっと何十年も町の契約の中で誠意ある部分を占めておりましたので、そういうことも含めて特にその部分で資格を与えないということにはならなかったというのが現状でございます。先ほども申しましたけれども、その制度の中では著しい経営状況の悪化という規定がございますけれども、そういう経営状態全体を見る中ではこの町税の滞納云々という部分については本当の一仕様にすぎないということでありまして、これをもってその業者の経営状況を判断する材料にはならないというふうに認識しておりますし、過去からこの業者についてはずっと優良業者ということで町にも貢献してきていただいている業者でありましたので、この21年当時はそういう中で資格

審査が通っているということでございます。先ほどこの時点で、この時点でというか、滞納云々というお話がありましたけれども、その業者が滞納があったかどうかという部分はちょっと個別案件でございますので、触れられません、決済をされた時点は8月の時点でございます。その間担当課といたしましては、個人情報に当たる部分なので、こういう中身については一切知り得るものはありませんので、そういう状況で適正に契約等を執行されたということでございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） やはり最初心配したとおりこれだけで終わってしまいそうですけれども、町長、こういう入札の状況だったということはご存じだったのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 決裁回ってきますけれども、最終的に適正に指名委員会あたり、指名委員会には私がかかわりませんが、業者決定の段階から発注、そして最終的に完了の段階までその都度その状況というのは決裁されますので、わかります。中身についてということになると、できたということと契約高だとか、そういう大半のことについてはわかります。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 私は、この点はなかなかストレートに答えていただけない部分もありますので、ちょっと保留とさせていただきたいと思っておりますけれども、やはりこの問題は民間同士の単なる土地の売買といえますか、だけであれば本当にいいと思うのです。羽幌町も古くから羽幌で頑張っている事業者さんが誠心を込めて誠意的に事業をやってくださると、そういう事業のために手助けとなれば、ぜひ頑張っていただければという思いで発注をするということはあるのかなとは私は思います。ただ、その場所の土地がこういうふうに使われるということになると、何かもやもやとしたものを感じざるを得ないということなのです。ちょっと首をかしげておられますけれども、それで私はこの問題もそうですが、答弁の中には、前段のほうですけれども、民営化のこの方針書の中では民営化の方法等で羽幌には現在2カ所の私立幼稚園があると。双方が認定こども園の認定を受けて、幼児保育を含めた教育をしていただくことが町にとって最良の方策と考えると述べています。その後にスケジュールについてもまき幼稚園、藤幼稚園、2つの幼稚園の意向調査を行うということで、先ほど働きかけはしていないというふうに答弁されていますけれども、十分に私はこういったことが働きかけになるのではないかなというふうに思いますけれども、これはやっぱりあくまでも働きかけではない、単なる意向調査だということなのではないでしょうか。私は十分働きかけになってしまうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時00分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） お答えいたします。

羽幌町の考え方を今回方針として出ささせていただきます、その後に泉学園、まき幼稚園さんと藤幼稚園さんに今後町としては認定こども園、幼保連携型の認定こども園をやっていたきたい、そうすることによって町の保育園を民営化することができるということで考えましたので、それにつきましてはその両方の園にどういう状況で認定こども園に移行できるか、できないかという調査書を出ささせていただいて確認したということでございますので、藤幼稚園さんに対してもまき幼稚園さんに対しても認定こども園になってほしいという働きかけはしておりません。ただ、18年に、18年当時のときの会議の中でできる、できないという確認をその時点でもうしていたということは会議録の中にありましたので、その時点のことはちょっとわかりませんが、現在ではやってございません。

○議長（室田憲作君） あと残り時間3分です。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 私はその働きかけ、先ほどの土地の問題から働きかけの問題、まだ実は時間があれば宗教的な問題も触れたいと思っていました。それから、学校法人の認可、いつ認可を受けたのかという回答では町史とホームページから記載されたとお答えになりましたけれども、直接幼稚園からお聞きしていないのかなと思います。よくきちんとした法人登記をしないでみなし法人といいますか、みなし学校法人でしばらくずっと運営をするということもあるのだというふうに聞いています。その点についての事実関係も実はお聞きをしたかったと思います。それで、時間がないということですので、私自身としても町がこれだけ民営化の方針をはっきり出されている中で、いつまでも疑問だ、反対だと言っている立場でいいのかどうかという自問自答もしながら、ただ私の考えは私の考えとしてやっぱり述べさせていただく必要があるだろうということで、先ほどから指摘しています問題などからしてまだまだ賛成できるような状況ではないと。

それで、この間のここ四、五年の町長の発言を拾ってみました。時間あとまだ……簡単にまとめます。大体平成22年を境にして、それまでは場所がまだわからないとか一元化は難しいと言っていたものが22年の3月議会終わってから民間に任せるものは民間に、それから23年9月のふれあいトークでは民間の取り組みに圧迫したくないと、今年中には結論を出したいと言っていたものが確かにその23年の暮れに泉学園から計画が出てきたということで、何かこの辺の一連の流れなどを見ているとまだまだ私は指摘しなければいけない問題がたくさんあるだろうと思っています。そういった問題も含めて、委員会でも当然まだ審議は続きますけれども、町長の現在のところでの民営化、あるいはさらにこういった面も検討したいというようなこともあれば町長からお聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 全体的に今民営化方針というものが出されて、審議をなされているところでもありますし、行政としての方向性というものは今皆様方にお示しされているとおりであります。

今時系列的にいろんな私の言動を捉えながらお話がありました。いわゆる国の方針等の中でもさまざまな変化がありまして、旧来のいわゆる幼稚園、保育園という形の中、そして保育の受けれる者、そして保育園に入れないう子供たちが都会では多くなってきているというような中で、さまざま取り組みが国レベルで、そしてその制度の改正も含めながら一元化、そして一本化というような動きが進められてきました。非常にそういった意味では幼稚園を運営されている方々、また民間の保育園の方々というのも右往左往しながら、今後の流れがどうなっていくのだろうかというふうに非常に注目をしながら、注視しながらいたるところだというふうに思います。我が町もそれと同じように公立の保育園とはいいいながらも老朽化をしてきている、またいろんな制度上の問題から我々どう取り組んでいくのがベターであり、ベストになっていくのかというようなことも含めて今議員が言われたような言動である一定の方向を見つけながら変化してきたというのも事実であります。

また、先ほど来出てきておりますけれども、認定こども園というところも民主党からまた今3党合意の中で自民党政権にかわっても、ある一定の変化はありますけれども、大まかな方向性は変わっていないということもございます。ただ、基本的にはやはり就学前の児童の保育、保育に欠ける子供、そして欠けない子供という、そういう壁ではなくして、就学前の児童みんな本当に平等な、そして公平な教育を受けれるのですよ、保育を受けれるのですよということの中での一体化施設ということで認定こども園というものが一つの施設形態としてつくり上げようとしているのが今の動きであります。そういったところでは、いかに就学前の子供たちに本当に平等にその機会が与えられるのかというところで羽幌町の方針として、行政の方針として今この認定こども園という形、そして将来的にはこの形に多くが変化していくであろうという私自身の読みもありますけれども、そういった中で取り組みを進めていきたいというふうに思っているところであります。

それと、もう一つつけ加えさせていただきます。先ほどみなし法人とかという言葉が出ておりました。そして、保育園の設立認可申請、設立時ということがございました。そのような形で30年、40年というものを学校法人というもので地域で本当に地域貢献として公的な公益的な役割としての学校法人を互いに2つの法人が取り組んできたという事実の中で、みなし法人という言われ方というのはちょっと失礼に当たるのかなというふうに思いますし、ちょっとだけつけ加えさせていただきますけれども、法人って私立学校法でずっときている法律の中で動く私立の幼稚園ということになります。昭和30年代だというふうに思うのですけれども、当初幼稚園というのは民間だとかそういう宗教法人だとか学校法人というものの動きというのは少なかったのです。そして、私立学校法の改正で、その法律の中に幼稚園の法人化というものが奨励された、要するに補助制度ができ上がったということで、奨励された時代がありました。昭和30年代後半ぐらいだというふうに

記憶しておりますけれども、そんなところでその年数あたりを境にして宗教法人だとか民間の幼稚園だとかというところが法人化、学校法人化という波にどんどん、どんどん、いわゆる補助制度にのっかりたいということが大半だと思うし、そういった意味では政府の方針でもあります。そういったところに入ることによって、きちっとした学校としての役割を果たしていただきたいというような奨励策的なものがありました。今藤さんとまきさんを見ておきますと、やはりその時代に流れに乗った中で学校法人化、宗教法人から学校法人化にしたのだなというふうに思っていますけれども、そんないろいろな流れの中で40年間地域で一生懸命やってきている学校法人だというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（室田憲作君）　これで2番、金木直文君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（室田憲作君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後　3時11分）